

平成28年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成28年6月16日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 11番 上田 秀人 君 （P 59～P 82）

No. 5 4番 鈴木 勝久 君 （P 84～P 104）

No. 6 14番 大石 雪雄 君 （P 105～P 112）

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野 一君
福祉課長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課 課長補佐	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含めまして1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第4、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇11番 上田秀人君

1. 福島大学農学部誘致について
2. 国民健康保険について
3. 高齢者福祉及び介護保険事業について

○11番（上田秀人君） おはようございます。日本共産党の上田秀人です。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目です。福島大学農学部誘致についてということでございますけれども、昨日、同僚議員のほうからも質問がありましたので、私のほうはもう内容的に入っていきたいなと思います。

1点のみ、昨日、同僚議員のほうは、通告したときは4団体——4地区と言えいいのかな、4団体と言えいいのかな、という形だったと思うんですね、誘致に対して手を挙げたのがね。

6月14日の新聞で、南会津地区が町村会のほうで名乗りを上げたということで、6月14日段階では5地区が名乗りを上げているというふうになっている状況だというふうに理解します。

そういった中で、西郷村においては、西白河地方の5市町村で陳情に行っているというお話でしたけれども、なぜこれ、西郷単独で行かなかったのかなというのが、私のまず率直な意見です。というのは、白河市を含む5市町村では、矢吹の農業短期大学校がございますよね。ここの施設を使って、もしかすると福島大学の農学部というのはつくられるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったことも踏まえてのこの5市町村での陳情だったのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 11番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

福島大学の農学部の誘致についてということで、西郷としましては、福島大学の農学部、いかなる人員立て、あるいは大きさ、そういったことがまだわかりませんということになりますと、その切り口、誰でも思っている、家畜改良センターというあの本当にすばらしい施設を活用しない手はないだろう、誰しもの思うわけであります。

当然、この牧場の近くに住んでいる人も、あるいは畜産の実務者といえますか、当

事者である実際やられている方々もそういう施設があれば、より身近になるんじゃないかという意識があって、そういう話も私も聞いております。

当然、この改良センターの理事長さんとお話しして、応援しましょうという話になって、まことにこの点はどうまくいくだろうと思っているところもあります。なぜかといいますと、やっぱり家畜改良センター、これは農水省の畜産局がいわば西郷村にあるようなところがあります。

もう一つは、歴史もありますしということで、そういうルートは国同志のデータは既にあるだろうと、読みも1つはあります。

もう一つは、学部は相当広範囲になるだろうと私は思っていますが、これはまだ決まっていません。そうしますと、どこでもその可能性があるわけです。昨日申し上げましたが、山から海から、あるいは平地から、全ての農作物、あるいは林産、水産、あるいは畜産、何でもというふうになりますと、これは切り口なかなか定まりませんですね。その部分で、どこをどう使っていくかということになりますと、やっぱり土地の広がりとか、あるいはロケーションとか、そういうところも念頭にあるわけがあります。

そうしますと、これは日本といいますか、福島県全部の対応で今5つ、この前、南会津で出しましたですね。どこでも、やっぱり我が分野は林業だとか、あるいは強いところを出すに決まっているというふうに思います。そうしますと、そういったことをずうっと並べてきて、いかなるご判断になるのかなというのは、これからのこととさせていただきます。

単独でという話もありましたが、そういうルートももちろんあるでしょうし、あるいは西白河は1つ、やはりこの西白河ということもありますが、東白川も応援していただきたい、隣接のところもどうなるといった動きもあります。これは全県的な問題になりますので、いわば、よく話し出ます、我が村にこれをお願いしたいと全部言い出しますと、59全部になります。

そうしますと、やはりそういった状況は既に、何をつくるかという中においては議論になる、あるいは当然調査すべき対象になりますね。そういう中においてというふうになりますので、まずは市町村会という1つの組み合わせ、当然、昨日申し上げましたように、家畜改良センターの内容のすごさと、あるいは矢吹町にある現在の施設、当然これは頭出しにできる場所でもありますので、こういったことを冒頭申し述べながら、そしてこの地域の実情、あるいは歴史といったものを学長、あるいは県にいろいろお話をしてきたという状況とさせていただきます。

今後ともいろいろな動きがあるとするならば、お話のように、この西郷村のそういった部分に対する特別なサポートというか、そういったこともあればもちろんやっていくつもりでもございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の再質問を許します。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまの答弁、長くいただいたんですけども、1点、揚げ足とるわけじゃないんですけども、海から山までという話今されました

よね。西郡、東郡とも海ないんですよ。そういった面で考えれば、広く捉えれば、要するに内水面と考えれば、ダムの方がまず頭に浮かびますよね。そうすると、西郷村というのは4つあるんですか、黒森、赤坂、堀川、西郷、4つのダムありますよね。そういった面で、内水面でもやはり強いイメージがあるというふうに捉えられるわけで、あとは山林もある、あとは平野部もある。そういった面で、本当に西郷というのは魅力的だなというふうに思うんです。

それと、昨日の答弁で、またぶり返すようになりそうですけれども、内容はまだ明らかになっていない、今日も言われました。あとは、規模など、先が長いということと言われましたけれども、漏れ聞こえてきた話では、1学年100人程度じゃないかという話を聞いているんです。この話をちょっと小耳に挟んでいるんですけれども、ということは4年制大学なので400人となりますよね。しかしながら、その400人のうちの1年、2年は一般教養ということで、福島中心にやられるのかなと。ということは、3、4年生の専門的な学部が入ったときに、こちらが今——こちらって、誘致すればね、誘致した側に行くのかなというふうに思うんです。

そうすると、200人程度の学生さんたちが来る可能性があるのと、それに付随してさまざまな方が来るのが考えられる。それだけ魅力ある話を、私はやはり今の村長の答弁を聞いていると、いつも言っているように、オールジャパンの村長ではなくて、西郷の村長でいてくださいと何度も話していますよね。村の代表として、福島大学農学部をなぜ西郷に誘致しないんですかと、その立ち位置の問題だと思うんです。広域的にやりたいという気持ちはわかります。連携をとりながらやりたいという、その気持ちはわかります。

しかしながら、ここでの話においては、やはり西郷の議場ですから、西郷の村長として、いや、私は福島大学に農学部を、西郷村に誘致するために頑張ります、そういう声が欲しいなというふうに思うんです。そのように考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりです。私は西郷村の代表です。

もちろん、海から山までという中に内水面あります。要するに、養魚場の孵化技術もあるし、これは天下に冠たるどころ、1つありますよね。

結局、さっきの100人は私わかりません。100人というのはどういうルートでお聞きになったのかわかりませんが、逆に、どこから聞いたかお聞きしたいと思いません。

それで、400人というのもちょっと、私初めてです。この前聞いたんですが、おっしゃりませんでした、規模については。

やっぱり、ロケーションをどう使うかですよ。学生が来るとすれば、宿舍の問題、移動の問題、キャンパスがどう分散するのか。実は、まだ私らにはお知らせすることはできない、そういう段階だそうであります。だとすれば、言ったとおりです。やっぱり、西郷の提供できる資料というものを出しておいて、その議論の中に入れていた

だくというふうになるというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。1学年100人というのはどこから聞いたんだという話なんですけれども、これは学長さんがどこかでお話ししたのを漏れ聞こえてきたのを聞いたという話で、確実な数字じゃないかもしれません。ただ、1つの具体的な話として、1学年100人程度というのが漏れ聞こえたという話なんです。ですから、もっとアンテナを高くする必要もあるのかなというふうに思います。

あと、今の答弁を聞いていて、答弁になっていないなと思ったのは、西郷の代表としてきちんと対応すべきじゃないんですかと私は聞いているんですけれども、そのことに対してもう一度確認したいと、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 資料を提供して、そのご判断に委ねるということにしますと、やはりどう伝えていくかですね。それは、もちろん実際あるセンターの情報等を伝えるか、既にもうパンフレットは出させていただいて提供したり、そういった部分もありますので、やはり一番、愛知の万博で出たCD装置とか、ほかにはないといった強みとか、やっぱりわからないところはいっぱいありますので、そういったことをお知らせして、どう形つくっていくのか、どの分野に何を投入して、1学年何学部にさきの100人というのはトータルなのかどうかも含めて、やっぱり学科の問題も多分あって、どこにウエートを置くのか、これも私もどこかでしゃべったという話はちょっと聞いておりませんので、もっと詳しいものがあればということは、もちろん調べて対応していくつもりでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。このまま平行線やっけていってしまうので、一方的に話したいなと思うんですけれども、先ほどから言っているように、情報を提供してということだったんですけれども、もっともっと強くアピールすべきだなと思うんです。

14日の新聞に出ていた南会津地方の町村会で陳情に行ったという話だったんですけれども、これはその地区の選出されている県会議員の方も連れて陳情に行っているということなんです。ですから、かなり強力にプッシュしていると思うんです。そのぐらいの勢いがあるって私はしかるべきだなと思うんです。

今の内水面の話してちょっと思い出したんですけれども、東洋一の養魚場と言われるところもありますよね。そういった面でも、やはり西郷の魅力というのはいっぱいあると思うんです。これは西白河郡でも本当に1番じゃないかなと私は思いますので、そこをもっと西郷の村長として強くアピールして、この誘致につなげていたきたいなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問なんですけれども、国民健康保険についてということで、これも平成30年ですか、国保の広域化が進められているということでもありますけれども、まずその理由について、なぜ広域化が必要なのか、そのことについてまずお答えいただき

たいなと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 11番上田議員のご質問にお答えします。

国民健康保険について。国民健康保険の広域化が進められている理由についてお答えいたします。

国民健康保険制度は、長い間市町村が保険者となり運営されてきました。現在では、全国の国保の保険者数は1,700を超え、全国的に小規模な単位での運営が行われているという例が多々見受けられます。

福島県内におきましても、被保険者数が3,000人以下の小規模保険者がほぼ半数を占めるなど、全国の例とたがわない現状にあります。

少子高齢化が進む中、地方では過疎化の進行などで高齢者ばかりが住むという市町村も多くなり、このような市町村では国民健康保険の負担が非常に重く、財政を圧迫している状況にあります。

持続可能な社会保障制度を構築するには、財政面での抜本的な改革が必要であり、国民皆保険を維持するためには、個々の市町村が国保の運営をするのではなく、より広域で支える仕組みづくりが必要となってきております。

国保事業の広域化を進める第1の理由は、国保財政基盤の安定化にあると考えております。

また、第2の理由としましては、同じ圏域に住み、同様の医療サービスを受ける場合でも、国保の加入者負担の仕組みが市町村ごとに異なることにより、負担に差異が生じるという不公平があります。これらの不公平の解消が図れることも、広域化を進める理由の一つと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。課長は4月から福祉課の課長になったんですね。

課長にまず1点伺いたいと思うんですけども、国民健康保険制度ね、この制度というのは相互扶助制度なのか、それとも社会保障制度なのか、どちらだとお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 社会保障制度ということで、国のほうでは進められていると思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、答弁で社会保障制度というお答えでしたけれども、まさに社会保障制度だというふうになっていますよね。これは、国民健康保険法で定められていますよね。

ただ、さっきの答弁を聞いていると、まるで昔の国民健康保険法といえいいのかな、この国民健康保険というのは昭和13年にできたと思っています。最初にできた当時の話というのは、健康な人がいれば健康な兵隊ができる、昭和13年でしょう。その考えのもとにこの国民健康保険制度が成立したというふうに理解しています。

その昭和13年当時、各地に診療所や病院など、ある程度お金を出してできていた部分がある。それを潰すわけにもいかないということで、相互扶助の考えをそこに組み込んだというふうに私理解しているんです。ですから、その当時の国民健康保険法の第1条には、「国民健康保険は相扶共済の精神に則り」という言葉を使っています。この相扶って何といたら、相互扶助とか助け合いという意味合いがあるそうなんです。それが旧法、昭和13年にできた国民健康保険法の一番最初の考え方なんです。

それがいろんな歴史を積んできて、1945年（昭和20年）に戦争が終わって、2年後に1947年（昭和22年）に新しい憲法が施行されました。それ後に、1948年になるのかな、いろんな改正があって、市町村公平の原則ということで、課長が答弁されたように、市町村がやるよということは原則で決められた。このときに、住民強制加入ということで、国民皆保険という言葉が出てきているんです。あ、違う、1957年ですね、国民皆保険がというのが出てきたのが。（不規則発言あり）

皆保険計画ができたのは57年です。36年というのは昭和36年。昭和36年も改正があったんですけども、ちょっと待ってください、間違えるとあれなので。

昭和36年（1961年）、今、村長言われるように国民皆保険、国民皆公的医療保険体制が整備されたというところです。ちなみに、1961年というのは私生まれた年ですけども、あんまり関係ないですけどね。

そのときの、1958年の改正で、今の国民健康保険の最初の部分がつくり直されたというふうに理解しています。このときの1条に、今の法律ですけども、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と、社会保障及び国民保健の向上に寄与すること、ですから、社会保障としてここで確立されたということなんですよね。

ただし、昔からの考えも残っている部分もないとは言えない部分がありますよね。いわゆる保険の原理と社会の原理という部分が2つ入っているのが、この国民健康保険だというふうに理解をするんです。ですから、非常に難しくなるというか、悩ましい部分が出てくると思うんですけども。

しかしながら、いつも言っているように、この国保というのは公的医療保険を下から支える役割を持っていますよと、公費負担医療制度としての役割を担っているんだから、本来であれば、第一義的に国が責任を持つべきだというふうにずっと言ってきたわけですよ。

そこで、もう一度伺いますけれども、いわゆる国保の広域化の理由について伺いたいと思うんですけども、これは2013年に国保の改正で、定率国庫負担金、給付費の約34%から32%に引き下げる、このことが決められたわけですよ。国が行ってきた国庫負担金の削減といった制裁措置や調整交付金、これらについても都道府県に権限移譲するということが決められましたよね。そして、それによって何が起きるのかということなんですけれども、いわゆる権限移譲された県のほうは、このことに基づいて医療費の適正化計画などと連動させるようにしなければならないと、それ

によって診療報酬の設定も行いやすくする。そして、公的医療費の抑制にもつなげるというふうに考えさせられたというふうに理解をしています。

ですから、今お話ししたように、いわゆる国保の広域化というのは、本当の目的というのは国の公費の負担を削減する、そしてさらに公的医療費の削減。ですから、加入者に対して医療を受ける権利の制限をかける、加入者に対しての医療受けられる権限を奪うものではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか、もう一度伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 確かに、国のいわゆる今回、広域化を進める理由という中に、財政基盤の安定化ということで、経営規模を大きくして、その財政の安定化を図ることが、大きく前面に出されているということでございますが、今、議員がおっしゃられたような経緯があって、定率国庫負担金等が削減されたというお話もございませぬけれども、国のほうではこの広域化に向けて新たな財政支援ということで、さらに1,700億円の財政支援を行うというようなこともありますから、私のほうで今このことを考えますと、そういう側面、議員が言われたような側面もあることも事実なのかもしれませんけれども、小さい経営規模の国保会計ですと、例えばインフルエンザとか、急に病気が発生したときに、財政的にかなり逼迫して苦しい状況になるというようなケースが見受けられて、とりあえず国保改革の中で第一歩として行う改革の一つとして、まずは財政基盤の安定を図っていくということだろうというふうに理解をしています。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。きついよね、答弁ね、苦しいよね。議員のとおりですと言えないもんね、事務方はね。知っていて聞いています。

さらに突っ込みますけれども、今お答えになりましたけれども、支える人数が少なくなってきた国保会計が厳しくなってきたと。そこに、例えば変な言い方ですけども、やはり病が出たときに対応し切れない部分もあるという話でしたよね。でも、先ほど言ったように、本来であればその自治体の会計が厳しいときには、国が一義的な責任を持って対処すべきなんです。そのことがないがしろになっていて、ただ広域化という話を進める。その裏に、よく話を見ると、いわゆる国の負担金を削減するのが目的だよということを私一番言いたいです。

そのことに関しては、3月も言いましたように、憲法の13条、14条、25条に反する考えだというふうに思うんです。そのことをきちんと頭に入れて、今後対応していただければなというのは、まずお話ししたいなと思います。これは本当に憲法に反する考えなんだということです。議会終わったら、もう一度憲法13条、14条、25条、もう一回ちょっと読んでいただければ理解できるかなと思います。

それと、先ほど2回目の答弁のときかな、税と社会保障の一体改革という言葉、使いましたよね。そこで、ちょっと伺いたいですけれども、税と社会保障の一体

改革ということだったんですけれども、6月15日の新聞に「国保支援の圧縮検討」とあるんですね。これ、ちょっと読んでみます。

2016年度の2,300億円弱から2017年度は3,400億円に増やす予定だったが——これ国保会計のね——消費税の増税の先送りで、政府は社会保障の充実や一億総活躍社会の実現に向け、子育て分野など財源を新たに確保する必要が出てきた。このため、国保への財政支援の一部を回す案が持ち上がってきた。要するに、国保に回すお金を、一億総活躍社会の実現のために、子育て分野やそちらのほうにお金を回す案が出てきたと。2017年度は3,400億円投入、2015年1月の社会保障制度改革推進本部、本部長安倍晋三さんですけれども、決定し、国と地方は2015年2月に合意していたんですね。ところが、それを反故にするような形が今出てきている。

こういうことが今、国は——国と言ったら怒られちゃうのかな。社会保障制度改革推進本部、本部長安倍晋三さんですけれども、この方がこういうことを考えているよということが新聞に報道されています。

この内容を見てみますと、現役世代が、大企業の社員の方の保険料を増やして、財源を捻出して1,700億円を国を経由して都道府県の国保会計に入れますよと。消費税5%から8%になった1,700億円を国を経由して都道府県に入れるということで、いわゆる課長が今答弁された税と社会保障の一体改革というところにつながると思うんですけれども、まず税と社会保障、一体で考えて本当にいいんですか。税と言ったら誤解が生じますね。消費税と社会保障を1つに考えちゃっていいと思いますか。

私はそれ絶対違うと思うんです。社会保障というのは社会保障としてきちんと確立させられているものじゃなければならないと思うんです。

それと、今ちょっと話したので、ついでにお話ししちゃいますけれども、75歳以上の医療費の分を現役世代が支払う支援金、これについても世代間での確執を生むものだと、前にお話ししましたよね、後期高齢者医療制度のときにお話ししましたよね。確執を生むものだ、世代間での争いが起きる可能性もありますよ。ますますその議論が強くなってきている。こういったことで、本当に社会保障と消費税の一体改革、一緒に考えちゃって本当にいいんですか。根本的に間違っていると思いませんか、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 今のご質問ですけれども、社会保障と税の改革を一体的に考えていいのかという話ですが、本来は社会保障というのは、財源等とはかかわらず、必要な扶助をするというような制度だと思います。ただ、現実的には、やはり財源なくしてはその充実が図れないということも、これも紛れもない事実かなというふうに思っています。

それで、その考え方として正しいのかというお話ですが、確かに本来の社会保障というのは、お金のある、なしにかかわらず対応しなきゃならないという側面は多々あ

ると思いますけれども、やはり財源を考えないでそういうことが可能であるというふうには思えないので、現実的な施策にするのにはどうしても財源論というものが先に出てしまうというようなことも現実かなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。財源を考えてということで、事務方としては100点のお答えなのかなと思うんです。これは政治家としての考えを私今言っていますので、多分平行線になるかなと思うんですけれども、いわゆる簡単に言っちゃえば、自分の財布に置きかえてみてください、自分の家庭の財布に置きかえる。自分の家庭にじいちゃん、ばあちゃんがいる、例えば体のちょっと弱い人がある、その医療費を毎月出さなきゃならなければ、最初にその分は抜きますよね、今の国は違いますよね。父ちゃん、車欲しいからってリニアモーターカー走らせっぺ、魚釣り行きたいからでっかい港つくっちゃうべ、そういう考えが先にいって、よく見たらうちのじいちゃん、ばあちゃん具合悪いのに医療費どうすっぺって、しょうがねえ、どこかから金持ってくるかぐらいの話でしょう。そういう考えじゃだめだということです。そのことを頭に入れておいていただければいいのかなと思いますので、次の項目に移っていきたいと思うんですけれども。

では、具体的に、この広域化が進められることによって、国保加入者へどういう影響が出るのかというのは一番気になる場所なんです。村は保険者としての責任もあるわけですから、この影響というのはどのようなことが予想されるのかということなんですけれども、私が今言っている話では、国が公的責任を放棄する考えだと、ですから、国保の加入者が適正な医療を受けづらい環境になるのではないかと考えますけれども、どのような考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまご質問の、広域化により国保加入者への及ぼす影響はどのようなことが予想されるかということでございますが、今回の制度改正の中では、保険給付とか各種申請業務とか、そういったものはこれまでどおり市町村の窓口で行うということになっておりますし、また、賦課徴収業務、保健事業などについてもこれまでどおり市町村で行うということで、これらの部分については加入者への影響はそんなに多くはないなというふうには思っています。

ただ、加入者にとって一番影響を受ける部分ということで、保険料の算定方式の問題というものがございます。これは、先ほどから言われている負担の問題なんですけど、広域化により県は財政運営の主体となりますが、その後、保険給付に必要な費用等は全額市町村に支払いを行うということになっている一方、その財源として国保事業費納付金というものを市町村から集めることとなります。この国保事業費納付金ですが、これを村としては県に納付しなければなりませんので、その額に相当するものを加入者に保険料として賦課して徴収し、県に納付するというような手続になります。

その結果、その割り当てられる納付金の額によっては、これまでの税率でもし間に

合わないというようなことになれば、引き上げ等も検討しなければならないというようなことも想定はされる場所だと思います。

今年度、県のほうでは、市町村ごとの過去の医療費給付額や所得状況、加入者の年齢構成等のデータを集約し、ただいま申し上げました国保事業費納付金と標準保険料率というものを市町村ごとに示すことになっておりますが、こちらのものが示されれば、実際に村が賦課する税方式とか税率のシミュレーションが可能となって、より具体的な検討段階に入れるというふうには思っています。

加入者負担等が著しく増加するような場合には当然、何らかの措置も考えなければならないというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。なるほど、いろんな影響が考えられるということで、まだこれは十分に話し伝わってないのかなと思います。国の厚労省から県のほうには、結構早目に情報が行っているみたいなんです。ガイドラインとかなんか、こういう資料が行っているみたいなんですけれども、県から市町村になかなか話が落ちていないということ、ヒアリングのときもちょっと聞かせてもらったので、なかなかきついなこれとは思っていたんですけれども。

一番最初は、都道府県知事宛てに、2015年5月から厚生労働省の保険局から「広域化等支援方針の策定について」ということで、まず通知が送られたというふうに見ています。この文書、今日、それちょっと持ってこなかったんですけれども、この文書を見ていてあれっと思ったのは、一般会計からの繰り入れありますよね。国保会計が赤字の場合に、一般会計から繰り入れなんかありますよね。そういった場合には、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化の推進等により、早期に解消しなさいよということを行っているんです。

私ね、西郷は何というのかな、認めているのは、赤字の場合に、一般会計から財政補填していますよね。そのことだけは私認めているんです。このことに大きく評価すべきだと思うんです。これは簡単に言いますが、ほかの自治体ではなかなかやっていると少いんです。それ以前からも、保険料がなるべく高騰しないようにということで、一般会計から財源繰り入れしている。そのことに対して私は大きな評価をしています。

しかしながら、今回、そのことに対して国からは——厚生労働省の保険局からは、それはやっちゃいけないよみたいなことが書いてある文書が県のほうに流れているみたいなんです。そういうことは県から話し来ていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまの質問にお答えします。

今回、国保事業の広域化ということで、これまで各市町村で行われていた事業を県単位で一本化するということで、標準的な負担率というのは、本来負担すべき額というものが、今、議員が申されましたとおり、各市町村により法定内の繰り入れで軽減

をされていたり、されてなかったりという、市町村ごとに今の対応がばらばらであったりする場合があって、市町村間の本来、保険者が負担すべき額というものを特定するために、そういったものは除外しなさいというような話だと思います。ただ、現実的には、この制度が変わることによって、いわゆる算定方式が変わることによって、保険者にこれまで以上の負担を強いるというわけにはいかないもので、その辺についてはやはりこれまでどおり考えていかなきゃならないのかなと思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ちょっと質問を変えます。県とどのような協議内容になっているか伺いますと最後に言ったんですけれども、県との話、どういう内容になっているか、そこをまずお聞かせください。どうなっていますか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） すみません。今の件についてということですか。具体的にまだ、県との協議というのはまだされていないというのが現状です。それはなぜかといいますと、県が今度の制度移行になった場合の、先ほど申しあげました国保事業の費用ですね、村に課します国保事業費納付金の額がまだ示されないからということなんです。それが今年の秋口に標準的なシステムが開発されて、それによって試算をされると。

そして、その後、例えば試算された額と現状を各市町村に課されている税との兼ね合いの中で、県下で統一的なルールをつくっていくというふうなことで、国保事業については、全国いろいろな医療水準の差とか、所得水準の差とか、年齢構成の差とかさまざまあって、それぞれの市町村あるいは県ごとに水準が違いますから、その辺については、制度上は標準的なシステムを使った後、補正係数等で調整するというのは、市町村あるいは県との協議の中で作り上げていくというような形になっていますので、現在まだ、先ほど申しあげました納付金の試算額等も示されておりませんから、まだ具体的なお話にはなっていないというのが現状でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。先ほど言ったように、2010年に厚労省から都道府県に通達が行っている、ガイドラインが行っているというふうに私は聞いています。

今のお話を聞いていると、県から具体的な話がまだ示されていないと、簡単なお話し程度なのかなと思ったんですけれども、今聞いていてね。今年の秋までには、何とか方向性とか見通しが見えてくるのかなというふうに理解したんですけれども、それでいいですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 今のご質問にお答えします。

秋口になると、例えば比較の、今申しあげました現在の課税額と負担の問題を捉えますと、今の課税額と今度、納付金になったときの負担がどの程度違うかというような、具体的な数字の検討ができるということで、実際はその後、いろいろな調整を県

と進めるということなので、秋口に出ることはまだ確たる話ということじゃなく、いわゆるたたき台的なことで、スタートラインというような形かなというふうに思っています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、平成28年ですよ、あと1年半ぐらいで国保が大きく変わるわけですよ。そういった中で、非常に対応が遅いなと思うんです。これは、どこが悪いのかというのは私わかりません。ただ、そういった中で、一番戸惑いを受けるのは、やはり加入者の村民だなというふうに思うんです。ですから、そこはもう県のほうをもうちょっと突っついて話を聞くべきだなと思います。

それと、いわゆる県と市町村は同等な扱いですよ。ところが、県までは情報が行っている可能性がある。でも、そこから村には来ていない可能性がある、そのことはやはり強く指摘したほうがいいんじゃないかなと思います。

また質問に戻りますけれども、収納率の話在先ほど課長答弁されましたけれども、いわゆる国が示す基準として、都道府県内の保険水準を統一することも可能だということがこのガイドラインに書いてあるんです。

医療水準の統一、保険料の水準の統一ということを挙げていますけれども、その中をよく読んでみると、医療費の水準の差異を挙げて、2次医療圏ごとの統一もぜひ検討すべきであるというふうに書いてあるんです。これは、いわゆる先ほど村長が言われたように、西郡とか医療の統一圏がありますよね、2次医療圏という部分。この医療水準を考えて保険料の水準を考えてもいいですよということは言っているの、こういうところは村長ね、広域圏でやはりきちんと話を、どうするんだということを詰めたほうがいいと思いますよ、これは答弁結構ですけれども。

収納率について、県が示して——これは国のガイドラインと言ったほうがいいんですね、県から来てもね。国のガイドラインを見ていると、92%という数字を示しているんです。収納率92%で計算しなさいよ。この92%ってどこから来たの、いったら、人口割でやっているんですね。

じゃ、なぜ人口が、1万5,000人から2万人まで92%とかと細かく設定されたの、今日、ちょっと資料を持ってこなかったの、あれなんですけれども、何で人口が多いと収納率のパーセンテージ下がるのかなというのがまず1つの疑問だったんですけれども、そんなこと聞いたって多分わからないと思いますので、西郷村の人口割でいくと92%で計算しなきゃならない。でも、本来でいけば、私は100%で計算すべきものだと思うんです。

しかしながら、国のガイドラインで示しているのは92%なんです。じゃ、残りの8%は誰が負担するんですかということ。これを、いわゆるプール計算して、国民健康保険の会計の中で、西郷村の計算の中でやるのかどうなのか、そこはどうかふうにお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 今、収納率のお話がありまして、設定が92%、なぜ

100%でやらないかということだと思いますけれども、本来ですと100%が、それはもうまさに理想なんですけれども、現実としてやはり収納率というのが、規模が大きくなればなるほど100%というのは難しい数字になるということで、段階的に、制度設計上は規模に応じてこの収納率を変えていくというふうなことだと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、答弁いただきました。

じゃ、今ね、この間、ヒアリングを受けたときに、村の現在の収納率って何%ですかと伺ったら、88. 幾つとか言いまして、88%台と理解をするんですけども、では、この4%についてさらにどうするんだという部分も出てくるよね。こういうもの、さっきの8%と4%を合わせれば12%になっちゃう、すごい大きな数字になってくるよね。

これを、例えば今言ったように、段階を追ってでも、加入者の方に負担を強いていくのか、それともいわゆる一般財源から財政繰り入れをしながら、被保険者に対して負担がかからないような政策をとっていくのか、このことが今、村に問われる1つの大事なことだと思います。

しつこいようなんですけれども、国民健康保険というのは、いわゆる所得階層の比較的低いような方たちを、下から保険を支えるような保険制度なので、さらなる負担を求めてもなかなか厳しいと思う。それと、いわゆる収納率、今、村が言う88%というのは、これはずっと過去にさかのぼっていけば、村がちょっと何というのか、収納をさぼった時代がある。そのことがずっと積み重なってきちゃって、保険料が積み重なっちゃって、負担し切れない部分がある。

しかしながら、今、一生懸命負担しているけれども、過年度分を負担しながら現年度分は負担し切れない。そして、医者に行かなければならないので、現年度分を負担しながら、過年度分は何とか少しずつでも払っているんだけど、いわゆる延滞金だの何だのに追いつかれちゃって、過年度分が減らないというのがありますよね。そういった政策的な判断も、ここでやはりするべきじゃないかなと思います。これは答弁結構です。このことを踏まえて、後からまた、この後の議会でまた聞く予定がありますので、そのときまでに答えを考えておいてください。

保険料の算定について、今、村は4方式で計算していますよね。これは、同僚議員の藤田議員から、3方式で計算すべきじゃないかということ言われていましたよね。そのときの答弁の中でも、平成30年に広域化される、そのときに3方式も検討しますという答弁されている。その3方式になったときに、どういうふうな状況になるのか、保険料がね、どういうふうな変化があらわれるのか、シミュレーションを行ったのかということのをちょっと伺いたいです。

また、あわせて、国のガイドラインを見ていると、この3方式、今、西郷では4方式、広域化にするときは3方式と言っていますけれども、国のガイドラインを見ていると、2方式という言葉も出てきているんです。この2方式でやった場合に、統一ルールだということシミュレーションしなさいよということもガイドラインの中には

書かれているんですけども、これは実際、こっちまで話し来てないので、2方式のシミュレーションはやっていないかと思うんですけども、まず伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまの議員の質問なんですけれども、現在、西郷村は4方式で課税のほうを行っているけれども、3方式になった場合というお話ですが、とりあえず最初は県のほうで納付金を、先ほど申しあげましたように、市町村が負担する納付金の算定上、標準的な算定方式ということで3方式を、これもまだ仮定の話なので、確たる話ではないんですけども、3方式になるのではないかなというふうなことであります。

それで、実際はその納付金の金額を市町村が算出するのに、実際は市町村がどういう税の方式をとって、それに見合う額を税として集めるのかというのは市町村に委ねられている部分なんです。ただ、今回の広域化の中で、やはり負担の見える化とか、公平な負担の原則という部分があるので、これは将来的には県が示す方式に沿って算定をしていかなければならないのかなというふうに考えています。

そこで、先ほどのご質問の中身なんですけど、村が4方式をやめて3方式にした場合ということなんですけど、通常4方式から3方式にする場合は、いわゆる資産割という部分がなくなって、それは所得割になるというふうなことだと思います。大きく分けると、4方式も、いわゆる応能部分と応益部分というふうに分けますと、応能部分が所得割と資産割ということでありまして、資産割がなくなった場合には、通常はそれは所得割のほうに転嫁されていくというのが一般的な考え方かなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。シミュレーションもまだしてないということですね。

先ほど言った、国がガイドラインで示している2方式も、いわゆる応能・応益の中での組み合わせの話で、より簡単に計算できるよという話ぐらいの感じかなと思います。

あとは、国保会計における基金の残高ということなんですけれども、資料持っていますか。残高あるのであれば、幾らぐらいの残高あるのか、ちょっとお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまの質問にお答えします。

現在の基金残高でございますが、5月末現在で8,663万6,000円程度ということ。いわゆる国民健康保険給付費の支払準備基金ということで持っている残高でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。8,663万円何がしかのお金が基金としてあるということなんですけれども、その基金は、広域化されたときはどうなってしまうんです

か、お答えください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） この基金ですが、まだ、先ほどから申し上げておりますとおり、制度的にまだ確たる話がないうちにお答えできる話かどうかわかりませんが、私どもの事務方の腹案としては、せつかくある不測の事態に応じて対応できるというふうな、いわゆる安全な部分の基金ですから、こちらを活用させ——基金の名称等は新たに変えるにしても、こういった基金制度をつかって、いわゆる先ほどから申し上げている納付金の支払い等にまごつかないような体制づくりをしたいというふうには考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 非常にわからないところでの答弁ということで、かなり苦しいかなと思います。

じゃ、話しこり変わります。TPP問題について。

TPPというと、国保なんか関係ねえんじゃねえのと思うかもしれないんですけども、これ交渉内容、全然明らかになっていないですよ、特に日本はね。このTPP交渉の中には、いわゆる国民皆保険制度が崩壊するんじゃないかという部分があるんです。というのは、外国のほうから見れば、保険事業というのは非常においしい事業だそうです。いわゆる商売につながるということですね。

それと、保険に参入してくる部分、これが参入すれば、いわゆる郵便局でやっているかんぽ保険とか、あとはJAでやっている共済、この部分が完全に崩壊しちゃうんじゃないかということですよ。一番これ浸透している部分ですから、日本国内では、その部分が崩壊する危険性がある。それと、いわゆる混合診療という部分ですよ。

今、日本の国内でも始まりましたよね、自由診療の部分。郡山の何でしたっけ、がんの治療する重粒子線何とか治療ってありますよね。1回の治療で何百万円もかかるようなやつ、あれは保険適用外で、自由診療という形になっていますよね。その部分がさらに先行するんじゃないかと言われている。さらに悪いことを言えば、保険診療が崩壊するんじゃないかということまで言われている。

それと、薬価——薬の価格も高騰する心配があるんじゃないかということが言われているんです。そこまでやらないんじゃないかという意見もあるそうですけれども、反対に、日本でやっている医療制度が障壁であるというふうに提訴された場合、以前もお話ししましたがけれども、ISDS条項で訴えられた場合には、さてどうなりますかということなんです。そういう心配もあるということが今、心配されるわけです。

ですから、そのことについても、きちんとこれは対応すべきかなと思うんです。そして、今、国保の広域化ということでもずっと話してきましたけれども、いわゆる国のガイドラインの文章の一番端のほうに書いてあるのが、地方自治法の245条の4項と書いてあるんですね。これ何といたら、技術的助言ですよ。だから、国はやりなさいよじゃない、技術的助言としてこうすべきですよということなので、きちんとやはり保険者として村民の健康と命を守る、このことが一番最大の保険者として村に

与えられた使命だと思いますので、そのことはきちんと対応すべきだなというふうに思います。

それと、先ほど来申し上げているように、広域化されたことによる保険料とか診療報酬の部分とかに影響を及ぼす部分がある。このことに対しても、きちんと村は責任を持つべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。これは村長お答えください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一番の肝の部分ですね。T P Pについては、もう少し議論、あるいは説明を聞いてからということになります。懸念とする部分についてはわかりました。

それから、広域化の問題、先ほど収納率、あるいは算定方式、あるいは基金、基金は当然保険者（村）でありますので、それは有利に使うようにという措置をしなければならんというふうに思いますが、それまでよこせとはいうふうには多分、今のところは聞いていない。

ただ、問題は、先ほどの郡内調整とか2次医療ですね。あるいはということで今、郡内まで見ましても、結構保険料率ばらばらであります。どこに合わせるんだと、一番安いところに合わせればいいわけですが、足りない分が出てきます。足りない分どうするんだという話になってきますので、これは激変緩和措置とか多分出てくるだろうと思いますが、基本的には、冒頭申された税と社会保障の一体改革、あるいは相互扶助とそれから社会保障の関係、そもそも原点は同じです。人が集って、やっぱり国家として形成されたら、国民のどう健康保持するののかということに、みんなで助け合おうということで始まったわけで。

今回は、広域化した場合に、やはり全国規模から見ましても、長野県の安いところ、あるいは大都市その他で高いところ、これもどうするのかという問題があったりして、その分に国の関与の40%強、あの部分はどうなっていくんだろうということも出てきますと、残りの9%と保険料、その他の徴収すべき保険料ですね、全部連動してきます。今言われたところは、やっぱりいっぱい心配なところありますので、急激に変わったりはできない。

もちろん、6月というのは、いつも国保の料率をどうするんだという国保議会だと、今までやってきましたが、やはり今後の問題については、保険料とサービスがどういくんだろうと。お金足らないのは、これは出てくる、誰も高齢化で、あるいは少子化だって、あるいは少子化対策だって、もう少し国家としてのという要請も強いわけがありますので、それを十分見ながら、なるべく現状よりよくなるといういつも思いでやらなければならないという思いで、このご指摘の部分については対応してまいりたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き上田秀人君の一般質問を続行いたします。
11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。最後に、村長のほうの答弁の中で、保険料の高い、安いという話がありました。これは、見解が統一されていく中で高いとか安いとかっていう話になるだろうということだったんですけども、一例を挙げれば、白河市、今の新白河です。1市3村が合併をして、そのときにやられたのが低いほうに最初合わせて、段階を追って標準に合わせてきたということがありますよね。恐らく、そういう形でやられるのではないかなと思うんです。

答弁の中でも、あと長野のほうの安いところ、都市の高い医療費の、保険料の高いところって話ありましたけれども、まさにこの福島県下も59市町村、すごいばらつきがあると思うんです。県北・県中地区におければ、医療機関というのは物すごい進んでいますよね。いわゆる3次救急から周産期医療体制まで、きちんと整っている。しかしながら、会津地方とか、この県南地区においては、2次救急自体もちょっと厳しいような状況ですよね。病院がベッドが100あっても50しか動かせないよとか、そういう状況も聞こえてくる中で、あまりにも医療の内容の格差があり過ぎる。こういった中で統一を図るとするのは、やはりおかしいと思います。

ですから、さっき言ったように、2次医療圏の中で整備を進めるべきかなというふうに思います。

それと、先ほど1つ言うの忘れちゃったので、保険料がかなり影響を受ける場合においては、これまで村がやってきたように、村の一般会計のほうからの財政繰り入れというのも十分に私は検討して対応すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

質問の3点目といたしまして、高齢者福祉及び介護保険事業についてということでございます。

まずはじめに、高齢者福祉トータルサポート事業について伺いますということですが、まず、1つ訂正をしたいと思います。

「27年度において、3,409万円」とありますけれども、「3,409千円」です。これ訂正したいと思います。議長において、これどうしたらいいんですかね。議場にはかって、訂正を認めてもらったほうがいいのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 64条の規定で認めます。

○11番（上田秀人君） はい、その辺訂正させていただきます。

これ文字どおり読んでしまうと、3億4,000万円になってしまうので、実質340万9,000円の予算を平成27年度において減額したその理由についてお示しく下さいということで、お答えください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

質問第3の1点目、高齢者福祉トータルサポート事業について伺いますの中の27年度において、340万9,000円の予算を減額した理由をお示しくささいとご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、高齢者福祉トータルサポート事業は、村を北部、中部、南部の3地区に分けて行っておる事業でございます。

本年3月の第1回定例会におきましては、減額の理由として、3地区のうち北部と南部地区で十分な事業展開がされていなかったため減額との答弁をさせていただいたところでしたけれども、その後、確認をいたしましたところ、北部地区のみでの減額と確認できました。訂正させていただきまますとともに、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

なお、北部地区も含めまして、今年度につきましては、3地区とも順調に事業が推進されているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。平成27年度の3月の定例会と言ったほうがいいんですか、その27年度の予算においての340万9,000円減額した理由については、北部におけるトータルサポートセンターの部分が十分できなかったということで減額したということで理解をしたいと思います。

1点ちょっと確認したいのがあるんですけども、やはり課長が答弁された3地区体制ということで、私よく理解したのは、中通り部分がね、これは社会福祉協議会がやっている。南部に関してはアイランドという業者がやっている、北部に関してはマルミツという業者が入っているというふうに理解していたんですけども、今は星の郷みらいにかわっているのかな、そのかわった理由って何かあるんですか。その辺が絡んでこの減額になったのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

北部が星の郷みらいにかわった理由でございますけれども、細かく私のほうでちょっと承知していませんので、この場ではちょっとお答えができないことでございます。申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。理由については明確にわからないということなので、結構です。

じゃ、高齢者福祉トータルサポート事業ということで、先ほど3地区体制に分けてやるということで事業が進められているということなんですけれども、言葉的には、何かトータルサポートというと、トータル的にサポートするんだろうなとわかるんですけども、具体的にいくと、どういうことをやっているのかというのをまずお聞か

してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

事業の具体的な内容をお示しくださいとのご質問にお答えをいたします。

村では、老人福祉法の第5条の4第2項及び第10条の3に規定する支援体制を地域の実情に応じた整備に努めるため、おおむね65歳以上の高齢者が自分の住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるように、介護保険法に規定する介護サービス並びに老人の福祉を増進することを目的として、西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターを設置いたしております。

先ほども申し上げましたが、村内を北部、中部、南部の3つの地区に区分いたしまして、先ほどの事業者と協定を結んで行っております。

内容といたしましては、まず第1に、要援護高齢者等のニーズに適した保健福祉サービスの調整、推進、評価。第2番としましては、要援護高齢者等及び介護者に必要な保健福祉サービスの利用申請手続。3番目といたしまして、サービス調整会議及び地域ケア会議の定期的な開催。4番目といたしまして、その他地域における在宅介護等の支援に関する事業全般ということで、地域住民の在宅介護等に関する相談に総合的に応じることを目的として設置いたしましたものでございます。

このうち、現在は高齢者等の実態把握調査を重点的に行っております。高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯を中心に、各地区の調査員が訪問いたしまして実態調査を行って、高齢者台帳の整備を進めているところでございます。この各地区の調査員が聞き取りを行います。各世帯に伺いまして聞き取りを行います。聞き取りの内容といたしましては、病歴などの健康状態、住宅や生活、さらには運動機能など生活状況の確認を行っております。また、日常生活で困っていることなどの聞き取りも行っており、高齢者のニーズに適したサービスの調整や代理申請なども行っております。

また、本事業は、西郷村高齢者トータルサポートセンター事務取扱交付金交付要綱に基づきまして、3地区に年間約1,000万円ということで事業のほうを推進いたしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、答弁を聞いていますと、今、実態調査を行っているという答弁で理解をしたいところでありまして、その実態調査にかかわっている方の人数というのはおわかりになりますか。あとは、どのぐらいの間隔で訪問されているのかといったことご存じありますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えいたします。

大変申しわけございません。ちょっと資料のほうを持参していないということで、どのぐらいの間隔等については把握しておりませんが、各地区のケアマネジャーの資格を持った者が各世帯を伺っているということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。人数がね、突然の質問だったので、資料を準備されてなかったのかなと思うんですけども、村のホームページとかなんか、いろんなのを見たり、あとはお年寄りの方からいろんなお話し聞いていると、北部で星の郷みらいさんで2人、社協で3人、アイランドさんで1人という話を聞いています。

そうすると、果たしてこの6人で、これだけ広い西郷村って回り切れるのかなと思うんです。特に、南部地区ですよ。南部は都市化が進んでいる部分強い。北部も米地区は都市化が進んでいますけれども、ただ、若い人が住んでいるという感覚があるので、特に南部が気になる部分もあるんですけども、都市化が進んでいる中で、調査員というか、この調査される方が1人で実態調査本当にできるのかなと思うんです。これはもっともっとちゃんと補強すべきじゃないかな。ここでまず拾い上げるのが、一番最優先だと私思うんです。

これまた古い話になりますけれども、平成11年当時、介護保険が始まるというときに、西郷村の実態調査というのはすごかったんです。それによって、高齢者の出現率がすごい高かった。ほかの市町村よりも出現率がちょっと高いと思ったんです。しかしながら、その後、保険料とかなんか全てがそう変動なく来たというのは、そのときの実態調査があって、高齢者の出現率がきちんと正確なものだったので、保険料にそうはね返りが出なかったというのがあるんです。

ですから、この実態調査というのは一番重要だと思います。これに対して、もうちょっと補強すべきじゃないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのとおり、特に南部地区につきましては、高齢者の数といいますか、人口が多いので、現在1人で事務のほうを取り扱っているということで、そこについても人数を増やすなりして当たっていききたいと、そんなふう考えております。

なお、本事業につきましては、議員、ホームページのほうで確認されたということでしたが、内容につきまして、村民の皆様方に周知がされていないのではないかとご指摘もお受けいたしておりますので、先ほどのホームページはもちろんです、広報等を徹底して、このような調査をやっていますよというのともあわせて、事業のために図っていきたいと思っております。

議員のおただしのとおり、こちらの事業につきましては、高齢者の独居世帯、あとは高齢者のみの世帯を中心に実態把握調査を行っているところでございますが、下のほうの質問にもあるんですけども、今後の計画といたしまして、65歳未満の同居されている高齢者の実態調査まで拡大できればというようなことも考えております。介護保険の一番の基礎となる部分と私どもも認識しておりますので、最終的にこの部分がきちっとしていれば、後ほどお話し申し上げますが、地域包括ケアシステムの構築にもきちっとつながっていくのではないかなと私のほうも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁を聞いて、少し安心をいたしました。人的配置もきちんと対応されるということだったものですから、ただ、これはあくまでも業者委託ですよね。業者さんに委託しているということで、そこはきちんと予算を確保して、この調査が一番重要だと思います。

それと、高齢者または65歳未満の方という今、答弁もされましたけれども、そういった地域の住民の方とどこまでかわれるかというのが、大きな鍵を握ってくると思うんです。そこできちんとした調査が行われれば、この後、きちんとしたサービス提供ができるんじゃないかというふうに思います。ですから、そこは早急に対応すべきだなというふうに思います。

続いて、時間ももう迫ってきていますので、介護保険事業ということで伺いたいと思うんですけれども、これも3月の定例会の中でも一般質問していますけれども、いわゆる特別養護老人ホーム入所希望者なんですけれども、私がつかんでいる数字では、平成27年4月段階で40人が入所希望で、待機者がいるというお話でしたけれども、今、その人数はそう変わらないのかなと思うんです。

待機待ちされている方いらっしゃると思いますので、この方たちに対して、今、村はどのようにするのか、3か月しかたっていないので、そう答弁は変わらないかと思うんですけれども、どのようにお考えになったのか、改めて伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 質問の第3の2点目、介護保険事業についてにつきましてお答えいたします。

特養ホームへの入所希望者に対する対応についてということのご質問と思います。

ご存じのように、村にはやまぶき荘、さつき荘の特別養護老人ホーム、いわゆる特養と申しますが、特養がありまして、現在、合計で102名の村の方が入所しております。また、白河市、中島村、那須町、泉崎村、郡山市などの施設に入所されている方もおります。

村のほうで現在把握しております平成28年4月1日現在の、こちらの特別養護老人ホームに入りたいと待機されている方は、59名となっております。それで、この特養に全員が入れない、この59名の方いらっしゃいますが、その人はどういうふうに現在されているんだということでございますが、特養に入所できずに、通所介護、それから地域密着型サービス、それから短期の入所など、在宅のサービスを使いながら入所を待っていらっしゃる方がいらっしゃるというのが現状でございます。

特別養護老人ホーム等の施設不足というのは、全国的に慢性的な問題でございますが、村でも、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられる社会を実現するというので、平成25年度に西郷村公的介護施設等整備計画を策定しております。今後はこの計画に基づいて、村民が優先して利用できる地域密着型サービスの施設の整備を早急に進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁いただいたんですけれども、残念ながら増えていると、59名になったということですよ。これらに対しては、地域密着型とか短期入所とか通所介護、いわゆるデイサービスですよ。これによって何とかしのいでいるというのが状況かなと思うんです。

いつも言うように、私はこれ絶対おかしいと思うんです。介護保険事業というのは、始まる時は家族介護から社会全体で支える介護となりましたよね。ということは、これはいまだに旧態依然の、家族で支える介護の状態になっちゃっているわけですよ。これを早急に村は対応しなければならないと思うんです。ここをもっともっときちんとしてやるべきだなというふうに思います。考えていますということだったんですけれども、具体的な考えをもっともっと進めるべきだなと思います。

今、その答弁の中にあつた通所介護サービスなんですけれども、これも今回、制度改正される中で、小規模施設の運営が非常にますます厳しい状況になってきているというふうに理解をするわけです。これは、大きなものと、いわゆる小さなものを合わせてやっているのであれば、経営的には成り立つ、事業者も成り立つというふうに理解するんですけれども、なかなかそうもいかない部分がある。これに対しても、きちんとやはり村はその方向性を示して、業者に対してその方向性を示すようにすべきであるし、村としても基本を考える段階にもう一度入ってきたんじゃないかなと思うんです。

今、村で指定管理でやっていますけれども、2か所のデイサービスやっていますけれども、本当にこれでいいのかという部分を基本的に見直す時期に入ったんじゃないかなと思います。

先ほど来、答弁の中である3地区体制とありましたけれども、私はもう3地区で間に合わないんじゃないかなと思うんです。この3つの地区をさらに分けて、6地区体制ということで、いわゆる介護予防から、介護サービスから、高齢者福祉から、いろんな面で支えられるようなそういうシステムを早急に構築すべきではないかというふうに考えます。

そのことを突き詰めていくと、やはり地域包括ケアという部分につながっていくのかなと思うんですけれども、同じようなことを3月にもお聞きしています。改めて伺いたいと思うんですけれども、いわゆる居宅介護支援事業の指定権限が県から村のほうに移行しますよね。それに当たって、事業者の指導、勧告、命令、指定の取り消し、さまざまな強い権限がケアマネのほうには与えられるというふうになっていますよね。そうなったときに、ケアマネが持つ権限というのは大変なものになってくる。そういった中で本当にこのケアマネの人数というのは今、村では問題なくいらっしゃるのかどうなのか、まずそこ1点ちょっと確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

ケアマネの人数につきまして、現在のところ、不足している等のご意見等は村のほ

うとしては把握していないところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。そういう声が聞こえていないということなんですけれども、どこで足りなくて、どこで多いのかというのは、これは判断が難しいと思うんです。いつも言うんですけれども、この介護というのは、人と人が接する部分ですよ。ですから、多いということはないと思うんです。そこも十分にやはり注意をすべきだなと思うんです。

ケアマネの方も、やはり人数が多ければ多いように接する人の数が少なくなる、ということは先ほど言ったように、かかわりが大きく持てる。それによって、本当に今まで見落としていた細かい部分まで、きちんと見える部分が出てくるんじゃないかというふうに思います。そのことは、やはり十分に注意すべきだなというふうに思います。

あとは、サービス提供者、ボランティアなども含みますけれども、この方たちとの連携する体制づくり、サービスの利用を希望する方とのニーズとサービスの提供のマッチング、この部分に関して、やはり抱える人数が少なければきちんとした対応がとれるんじゃないか。ですから、人的配置をもっともっと大きくすべきではないかと考えますけれども、その辺いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのとおり、介護者、住民の方との接点をつくるというのは、今後の介護をやっていく上で非常に重要なことだと思います。現在、村にあります介護事業所、あと病院、社会福祉協議会、それから社会福祉施設、そして地域の老人クラブや自治会、ボランティア、NPOと連携といたしましてやっていくという部分を、そういう体制をつくっていくということは非常に重要だと私のほうも考えております。

村といたしましても、職員の数等限りがありますので、できるだけ高齢者の方と、特にひとり暮らしの方とかの見守りをする、そういう体制づくりを現在しているところでございます。

水道の検針を行っております株式会社ウォーターテックスさん、それから郡山ヤクルト販売さん、それから福島県南生協さん、そして白河郵便局及び村内の3つの郵便局と協定を結び、見守りの体制づくりなども行っております。

さらに、今後、安否確認をしながらのごみ収集、さわやか訪問収集事業と名付けましたが、そちらのほうもやっていくというような形で考えております。そういう部分で協力を得ながら、人員を強化していくというような形も進めていきたいと、そんなふうには考えております。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 課長、ありがとうございました。今まで事務的な話で伺いましたけれども、最後、もう時間がないので村長に伺いたいと思うんですけれども、いわ

ゆる介護保険総合事業が始まりますよと、平成30年からですか、早いものはもう始まっていますね。それに伴って、今、課長の答弁にもあったように、さまざまな業者の方のご協力をいただき、そして地域のボランティアなどに頼らなければならない部分強くなってきている。こういった中で、いわゆる地域のコミュニティーが希薄化してきている。こういった中で、この事業を進めていくというのは非常に難しい、大変な部分があると思います。しかしながら、ここできちんとした対応をとらなければ、先ほど申しあげましたように、この先において大変な事態が起きてくるんじゃないかというふうに思います。

村長に対して、これには私は早急に予算と職員の配置を増やして、しっかりと対応すべきだなというふうに思うんです。このことについて、村長、いかがお考えになりますか、最後に伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これまでのお話は、日本が進んでいる超高齢化社会、半分は少子の問題もあるわけでありますが、日本のメガトレンド、世界のうちのトップを走る日本の形をどうしていくかという局面の話をしています。大きく言えば、北欧型、子どもについてはフランス型とか、そういう方向に行くだろうと、そういう読みが私にあります。

ただ、問題は、北欧に行くといったコントロールされた、あるいは税金を高く取る、そしてハイリスク・ハイリターン、あるいは高福祉・高負担といったものにどの程度近づく形で進むのかということの多分細かい判断をしながらの進み方だろうと思っています。

もちろん、同じ保険料を払って、なぜ待機しなければならないんだ、矛盾ですよ。これに対してというふうになりますと、やっぱり施設をつくる、さっきの3つで足りないじゃないかというお話しありましたが、待機者が、やっぱり平等という面からいうと、早く施設をつくらなければならない、当然の話です。

ただ、やる場合は、今度は施設の整備のほかにランニングコストで、一番のワーキングプアの福祉の職員の処遇は終わり、もっと直す。

今回、安倍首相は、景気の上振れで8兆円の増収をもって、これを一部に充てると言っていますが、これも多分一過性なのかなと思っています。では、今言われた2025年から35年までの間、どう対応するんだという問題を考えましたときに、言ったとおりです。やっぱり、人を増やして、リサーチをして、どこまで対応するんだと。それも公正性と、あるいは在宅といったものが本当に進むのかということと、ピンピンキラリ運動を同時並行してやらなければ、これはやっぱり対応できません。

よって、この分野は、日本国中というか、もう本当に一番大きな問題になってくることは、みんな知っているわけです。ですから、言われたことに対してはそのとおり、人も金も多分本当によく調べて、対応していかねばなというふうに思っているところでもあります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第5、4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

◇4番 鈴木勝久君

1. 西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略について

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、3月の定例会におきまして、予算編成並びに地方創生の活動内容について質問していますが、その残り半分が残っておりまして、その続きを今回質問させていただきます。

前回ちょっと言い忘れたところなんですけれども、国の財政状況でございますが、平成27年度末で長期債務残高842兆円、地方長期債務残高199兆円、合わせて1,041兆円の負債を抱えております。これGDP比にいたしますと、207%ということになっております。また、経済財政諮問会議で、財政健全化目標を2020年プライマリーバランス黒字化、これも閣議決定されているところでございます。

それを踏まえて、今回、消費税2%、これも2019年10月まで上げないと、政府が決定いたしました。これによって、社会保障1.3兆円、これは政府がどうするのか難しい状態でございます。政府見解で申しますと、国債を発行したいということでございます。

この事実を踏まえて、地方創生の質問させていただきます。

地方創生の考え方としまして、前回これも言わなかったんですけれども、石破地方創生担当大臣、この方が今年の年頭所感におきましてご挨拶をしております。その挨拶の中に、このまち・ひと・しごと創生会議の趣旨として、つくり方としまして、KPI（重要業績評価指標）を設定しているか、この次が問題なんですけれども、官民連携、地域間連携、政策間連携といった点にどのような先駆性があるのかなどを示した事例を取りまとめてくださいということです。先駆性というのが1つのキーワードで、その次に、地方におかれましては、創意工夫を盛り込んでくださいということでもございました。それには、国が情報支援、人的支援、財政支援を行うと、こういうものでございます。

それでは、西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、順次質問してまいります。

最初に、①番、基本的な考え方、また②西郷村むらづくりで最も重視すべき点についてであります。これは第1回定例会で執行部より説明をいただきました。私がここに出したのは、もう一度その考えをまとめていただきたいなと思っておりますけれども、今回、それ以降4点重要事項が残っております。1つ20分でやっていかないと非常に難しい時間設定なので、1つずつ1時間半ぐらいのやつを20分ずつで切り込んで質問いたしますので、簡潔に答弁いただければなと思っております。

その前に、昨日、12番議員が質問しました、村長に西郷村政についてはということで質問されて、その中でいろいろ説明されたんですが、バランスのとれた政治、相互扶助、持続可能な発展、お互いに信頼関係を持つ、一番大切なのは人だと、人の教

育だとおっしゃいました。

昨日聞いていて感じたのは、そこに私は感動するようなことがなかった。心が震えるような刺激がなかった。あのとき、村長考えていたのは、もう一つ大事なそこに哲学が入ってなかったのかなと、西郷村民を、西郷村をどのようにしていくか、どのように生きていってほしいか、それが抜けていたのではないかなと。

第3次振興計画書、村民憲章、これを見ましても、体が震える、鳥肌が立つという状況には私はなりません。村長、もう一つ忘れていたことがありましたら、ここで再度、村長は村民に向かってお言葉をいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

昨日、後藤議員とやって感じるものがなかったと、それは残念でした。私は質問にお答えして、現状認識からずっと、言葉足らずでしたが述べたつもりでございます。

やはり今、断片的に言葉が出ましたが、このポイントは人ですね。いろんなことがあっても人生と、西郷村民がやっぱりいかに個人、あるいは家族といったものを通していい人生を過ごして、そしていい形で次の世代に残すのかという、公共団体あるいは村民の個人の問題、うまく協働、コラボレーションできればいいという思いでいろんなことを見ているというふうに申し上げたところでございます。

なかなか哲学とかがないと、私あまりよくそういうところわかりませんが、しかし、わからないとすれば残念であります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、村長、これは長野県飯田市長が書いた本です。今、大分脚光を浴びています、飯田市長。この人の中に大変すばらしいことが載っております。ここでは触れませんが、参考にされるといいなと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、企業誘致の問題でございます。

現在、西郷村は、製造業を基幹産業とする産業構造になっております。この基幹産業というのは製造業、大変西郷村には税収の面でも人の雇用の面にも相当貢献しております。ですが、これは市場原理で動いておるものですから、常に一定割合のまとまった税金が入るとも言いかねません。

平成19年度に大変景気がよろしかったときは、法人税35億円、そのときに財政指数が1.2ぐらいまで上がりました。現在は10億円ですから、3分の1から4分の1になっております。こういう状況でございますので、すばらしい製造業が西郷にあるといいましても、これに頼って政権運営をしていくのは非常に難しい、先の見通しも難しい、そういう状況で、村長は、まず企業誘致の部分ですけれども、企業誘致の施策をどのように考えているか、またはその本気度でございます。村長にお伺いします。この企業誘致、どのように考えているか、お答えください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先、人生ということをフィルターをかけて行政を見るといったときに、今度の地方創生は、やはり少子化あるいは高齢化というメガトレンド、世界に類例のないスピードで進んでいくものに対して、どのように対応するかという中において、西郷村は2.8%人口が増えています。いろいろ調査団も来るようではありますが、何がそれをそうさせているのかということ、やはりいろいろ考える必要がある。

人生という一番のスタート分野から考えますと、まず1つは安全な村かどうか、犯罪あるいは災害、そういったものが少ない。その次に……（不規則発言あり）いや、哲学をお話しします。ということで、まず安全・安心の次には健康であります。病気にならない体、心身ともに健やかであることという前提に立って、家族をあるいは子どもの成長を見ていくといったときに、まず1つは経済ということ、恒産なければ恒産なしといった、先祖様が言っていることからすれば、やはり第1次・第2次産業のどれを手にするかということがまず1つ必要になってきて、それが安定的な収量を確保するという前提に立って、同時に子どもの教育、あるいは近所付き合い、あるいは文化の創造、あるいは趣味に走る、あるいはその上に立った社会貢献がなし得るかといったとき考えたときに、まず最初に産業、雇用といったものが経済的なバックアップとして非常に大切なことだというふうに思っております。

そうしますと、この西郷村は1次から3次産業まで、今、就業構造からいきますと、製造業が非常に強い、50%になんなんとするものがあって、そして天下に冠たる輸出産業といったものもある。そうしますと、それをさらに拡大発展、持続可能にしていくといった場合には、やっぱり先端性、あるいは世界に類例がない、あるいは後続の企業がまねし得ないといった技術の革新（イノベーション）、それが昨日申し上げたように、人類にとっていい文明となり得るだけの技術革新がなし得るのか、そういうことが必要だと。そういうことを念頭に置いて企業立地補助金、いろいろやってきましたが、やはり研究施設をつくってもらいたい、先端についてのいろんなことをやってもらいたい、そういった思いで今までの企業立地補助金の導入をしまりました。

そして、その上に立って、さらなる研究の成果として、汎用の売れるもの、一般性、それについての製造が進んでいけばいい。西郷には本当にいろんな先端に属する分野の工場ありますので。そうしますと、そういうものが西郷にあるといったことは、やはり家庭経済と、さらなるいい人生のためには、従業員となる、あるいは会社をつくる、あるいは有効的にその下請会社ができる、あるいは協力会社ができる、いろんな拡大が目指せるというふうになるわけでありませう。

そうしますと、一番のポイントは、そこの会社あるいはトップ、あるいは技術集団、そういったものが西郷村というのはそういったことをやるにふさわしい土地なのか、特に人的に信頼関係、あるいは将来性、そういったものが本当にいるのかということが問題になるということがわかってきました。よって、このトップの皆様とよしみを通じてというか、ご厚誼をいただいて、そして西郷のいいところをPRする、あるいは扱ってもらう、あるいは拡大する、あるいは応援する、そういった絆をつく

っていこうとしているわけでございます。

そういったことを念頭に置いて、人、物、お金、補助金、あるいは連携、そういったものをPRしながら、そして西郷での創業、あるいは研究、あるいは拡大を促す、あるいは要請する、そういった形でいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） わかりました。

村長、重々ご存じだと思いますけれども、政治家は結果責任、これは非常に重要なことだと思います。村長が今述べられたことは、大変そのとおりだと思いますが、現実企業誘致するために具体的にどういう、今、企業立地補助金の話が出ましたけれども、どういうアクションを起こしているかというのを今聞きたかったわけなのでございます。

村長やってもう、前3期やりました。もう4期目が2年たっております。まだその片りんが見えてないんでございます。ですから、どういう、ほかのやつでも対比しても構いませんけれども、ほかの行政機関は、今回のまち・ひと・しごと創生について、白河市は子育て支援強化のためにこども未来室を創設しました。二本松も総務部を新設、地方創生のために新設しました。いわきも行政経済部を再編成して総合政策部と、この地方創生に向けて、伊達市もそうです。もう福島県内でも、地方創生に向けて特別の部署をつくって、ここに本気になってかかわっていくんだという、まずそこから始まっています。

私、今、企画財政課で地方創生のあれをメインにしてつくっていると思うんですけども、あそこの人員体制では、予算をつくっていかなきゃならない、まとめなきゃならない、そこにまた地方創生、このやつを組み込まなきゃならない、人が足りないと思うんですよ、行ってわかったんですけども。ですから、始まる段取りぶちが、どうも村長そういうところが見えてらっしゃらないのかな。投げて、各——例えば今回だったら、企画財政課に投げて、おまえやっておけよ、これではですね、向こうも何考えているんだ、この村長って思うんじゃないかなと思っています。

真船さんは立派な方だから、そんなには思っていないと思うんですけども、私が部下だったら、何、村長、この人員でやれるのかという……、あ、田中さん、すみません、間違えました。

○議長（白岩征治君） 質問、企画課長とあれが間違っていますので。

○4番（鈴木勝久君） 失礼いたしました。田中課長でございます。失礼しました。

そういうことで、本気度というのは、まずその段取りぶちの1、1番目が村長には欠けているんじゃないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 厳しいご指摘ですね。私は違います。

西郷村の現状ご存じだと思いますが、現在、各課から人を出して、そして除染という、もう喫緊の課題で、早く終わらそうと。危険とみなされるセシウム、その他の放

放射性物質を早く除去しなければ、まず冒頭申し上げましたように、安全・安心の村にならない。安全でなければ何してもだめ。そうすると、やっぱりこのために今、あれだけの人員を削減して、総がかりでやっているわけです。その中においてということになりますので、人数少ない、当然ですね。一生懸命苦勞していますので、私も本当に気の毒だと思います。しかし、仕事ですから、我々はプロなのでそんなことは言われてられない。

同時に、今までの議論でわかるように、地方行政改革と議員も言ってきましたね。地方行政改革、何だといったら、先ほど1,000兆円を超える借金があって、なおかつ先行き不安である場合は、地方交付税の原資といったものが縮小した場合は、これから地方交付税16兆円、担保できないわけです。担保できないものを、やっぱり人を増やす、できません。これもさらなる行革する場合、減らせということになるわけです。

そういう中において、新しい業務をどうこなしていくか、やっぱり知恵と力を出してやるしかない。基本的には、当面の大課題、これを早くクリアして、そして人員をもとに戻して、そして今の体制をさらに強めていく、これしか実はないわけでありませぬ。

ただ、そうはいっても、やはり協力してやらなければできません。今回の地方創生は、読んで字のごとく創生ですから、全てのことが新たに生きたり、あるいは今あるものが強くなったり、あるいは発展的に拡大していかなければだめな計画で、そのためには1人新しい部署をつくったところで、これはだめです。これは、最初に書いてありますね、1ページに、西郷村民が等しくこの状況を共有しなければならぬ、ということに1ページ書いてあります。

そういうことになりますと、やっぱり役場もそういう、職員と手を携えて、あらゆる関係機関と、そして村民全体で共有して、やるという形にしなければだめなのであります。

しかし、そんなこといったって、ほかでもやっていますよというふうに言われた場合は、当然それを見習って、そして状況すべきところというふうになりますが、さて、そのときに西郷村の特性といったものも出てきます。状況は実は違うわけですね。それを踏まえて、なおかつ、いつも申し上げますが、行政は丸い形でいきたい、どこかゆがんだり、どこか遅れたりということのないように、やっぱりこれを統一戦線を組んで、そして一緒に前進するという形に生かしたいというふうに思っているところでございます。

よって、見たところ、あるいはご懸念っていっぱいあると思いますけれども、当然、我々はそれを頭に置いて、そして人員配置、足らざるところは協力し、あるいは一丸となると。そして、村民と協働してこの地方創生に当たるという覚悟を持ってやっているところでございますので、さらなるご鞭撻をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 大変なのはよく承知しております。全てを網羅しなきゃならない、

それも責任でございます、村長の。ですが、さっき言ったように、村長は政治家でございますので、ここに上げている企業誘致を一生懸命やると書いてあるんですから、形にしなきゃならないんですよ、それも約束ですから。

何回も言っていますけれども、これはほかの議員も言っていますけれども、働く場所というのが人を寄せつける、そこに定住させる、そして税収も上がる、すごい効果があるんです、いろんな効果があるんです。

今、西郷は、働く場所新たにつくったところというのは、村長就任してからどのぐらいあるかということ、小さいところはわかりませんよ。目に見えては見えないんです。ですから、こういうふうにやりますよと上げているんですから、こちらからやってくださいよじゃなくて、上げていますから、それを約束を守ってほしい。いろんな部署で、本当に人は一生懸命安心・安全のために働いているのはわかりますけれども、形にしてくれないと困るんです。

もう一回お聞きしますけれども、ここでもう20分ですよ、1個だけ。段取り……（不規則発言あり）いやいや、これからです。12年前の話はいいですから、これから、企業誘致のためにどのような政策を立てていって、どのぐらいで、どのぐらいのやつを持ってくるんだという、そのぐらいの計画はあると思うんですけれども、それはちょっと答えてください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 個別の分については、課長からご説明したいと思います。

形が見えないというお話し再三されていますが、有効求人倍率が白河の公共職業安定所で1を超えたの、つい先ごろの話で、今は1を超えていますね。どこが超えている原動力になっているか、ご存じですか。やっぱり、0.1を切った場合は、就職大変ですね。しかし、上がっているということは景気が上がっているわけで、景気というか、雇用の数が増えている。

ただ、内容的にはいろいろあると思います。正規雇用なのか、派遣だったり、あるいは季節であったりということもありますが、具体的にはやっぱり内視鏡のオリンパスが募集とかチラシとか出ていますよね。それから、近隣の高等学校の卒業生、どこに行ったかということもお聞きになっていると思います。

そんなに急激にどんと出るというのは少ないと思いますが、しかし、近いところでは、やっぱりオリンパスがもう既に1,000人を超えている、従業員。それから、新たに200人希望の募集をして、就職だんだんしている。あるいはその他の企業も、ご存じのとおり、就職しておりますよね。近隣の子どもたちに聞いても、どこへ行っているというのは聞きます。

ということ、やっぱり今は新しい企業、あるいは雇用が生まれていると思います。では、さらにできないかということで、先ほどの先端とかいろいろ申し上げたわけがあります。同時に、人、あるいは水、土地、いろんなことがありますので、その他どういうふうにするかにつきましては、では企業立地補助金とかどうなっているかということについては、課長から申し上げたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 4番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

企業誘致の施策をどのように考えているかのご質問でございますが、村の企業誘致の取り組みといたしましては、まず国及び県の企業立地補助金、復興特区による法人税の税制優遇、固定資産税の課税免除、さらには村の企業立地奨励金などを積極的に活用することにより、工場の新増設や事業規模の拡大の促進を図っているところでございます。

また、県主催の企業立地セミナーなどへの参加、県東京事務所訪問などによる意見交換や情報収集、さらには企業の個別訪問などを現在行っております。

西郷村の企業立地に対する優位性を広くアピールしながら、企業誘致に尽力しているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでは、それをぜひとも早期に形にしてください。これ5年間続きます、創生会議というのは5年間続きますので、その方向でやってください。

本当に時間が——私、本当に下手かすで——ないので、次にいかせていただきます。

次は、雇用の創出、これもこの総合ビジョンに書いております雇用の創出、これは具体的にどのようなことを考えているか、お答えください、端的にです。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

雇用創出についてのご質問でございますが、雇用創出はやはり効果の大きい企業誘致を軸といたしまして、村外からの企業立地に対する支援を行っていく必要があるかと思っております。

現在、国や県の補助金ではありますが、企業立地補助金制度の活用や、こちらにつきましては新規雇用を条件とした政策となっておりますので、まずはこれを活用してもらうこと。そして、村にも雇用促進奨励金の制度がございますので、あわせて活用してもらい、雇用の拡大を図っていきたいと考えております。

また、村内企業に対しましても、補助金や支援、優遇制度に対する情報提供を行い、今後とも企業を支援するとともに、雇用の場の確保に勤めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私が質問している、私が想像している企業の創出とはそういうものでございませぬ。企業に頼って、企業を何とかして仕事をつくるじゃなくて、みずから起こしていく起業です。その起業じゃないですよ、言っているのは、みずから起こしての起業ですか。（不規則発言あり）会社の企業ですな。

そうじゃなくて、私が思っているのは、この中で仕事をつかっていくほうでやっていただきたいなと思っておるんです。それは、今、60年定年退職でございます。役場の方々もそれで、2年間というのがあるかもしれないんですけども、今、70歳

でも若いんです。働きたいというのも、統計上3割以上はいます。この人に生きがいも与えながら、仕事をさせていただきたい。このつくりの原動力になって実施を、行政が動いてほしいと思っているんです。そのヒントを与える、そういう動きの雇用創出はいかが考えていますか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ただいまのお話は、創業支援のほうにもつながっていくかと存じております。

創業支援事業につきまして、ちょっとご説明させていただきたいと思います。

平成26年に施行されました産業競争力強化法によりまして、地域の創業を促進する施策といたしまして、村では今年1月に西郷村創業支援事業計画が国の認定を受けたところでございます。

この事業計画は、西郷村商工会や産業サポート白河を特定創業支援事業者として、創業を希望する者に対する個別相談や創業セミナーを開催し、創業計画の策定や必要な専門知識の習得を支援していくものでございます。

また、西郷村中小企業経営合理化資金融資制度につきましても、金融機関等と連携しながら創業支援枠を創設するなど、金融面での支援も展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それをぜひ拡大していただきたいんですけども、その中で創業支援事業、これは村民の方々、村にPRしているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

この計画につきましては、西郷村商工会、あと産業サポート白河、そちらを通じて各会社等にPRしているところでございます。また、相談を受けたときには、その体制をとっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは、次の4、5、6全部に当てはまることですがけれども、高齢者生きがいなんか特にそうなんですけれども、西郷村はPRの仕方が下手というか、やってないと同じなんですよ、丸投げ。唯一やっているのが広報にしごう、あれ読まない人もいるんですよね。ですから、もっとPRの仕方を変えて、全地域、今のこの創業の問題だけじゃないですよ。医療の関係にしても、農業振興の関係にしても、観光の関係にしても、PRの仕方というか、広報の仕方がなっていないというか、わからない。ただ、広報にしごうに載せました、これで終わりという、そういう感じではいけないと思うんです。

いろんな制度、特に上田さんが言っているような部分、難しいところですから、あれ一般のね、特に高齢者の方は読めない、読まない。この人たちに懇切丁寧にしてい

かなきゃならないと思うんです。村長に言わせると、人がいねえのにそんなことできるかと言うかもしれないですけども……（不規則発言あり）言わないですか、言いません、失礼いたしました。

本当に人的にも大変難しいというか、時間的にも、人的にも大変だとわかっておりますが、つくっても、形になっていても、そういう補助金とか制度を持ってきても、村民が知らなきゃ同じなんですよね。ですから、それはほかの課の方々にも言いたいですけれども、もっと広報に工夫をして、そのターゲットに絞ってそういう情報を流していただきたい、これはぜひともお願いです。お願いというか、これからやる気あるんですか、その辺をお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

今、ご指摘ありましたとおり、精いっぱいやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） やらせていただきたい、具体的にこういうことをやったというのを次の会議ですね、具体的にこういう動きをしましたというのを次の会または直接私に知らせていただきたいと思います。

じゃ、次にまいります。

施策4の評価指標、これはちょっと難しい、一般の人たちには聞いていても、今のもわからないと思うんですけども、この次はちょっと難しいので、ちょっとわからないと思うんですけども、評価指標（K P I）である村内企業数の増加や企業創業者の増加目標をどのように捉えているかというのを、先ほどの説明で——これからやりますか。

じゃあ、その辺の成果の問題でございます。このK P I、ちょっと聞き慣れない言葉でございますが、私ほかのやつも全て見ましたが、このK P Iの使い方、また、ここに載っけていてもその説明どのように、目的地に到達するまでどのような過程でやっていくかと、その辺がちょっと少な目というか、抜けているので、これだけではとあるんですけども、とりあえず今、質問の中に載っかっておりますので、そこを説明お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

K P I 指数をどのように目標を定めたかのご質問でございます。

K P I 指数につきましては、平成26年度経済センサス・基礎調査におきまして、民営のうち会社・企業の数227、会社以外の法人の数28、個人経営の数が269となっております。これらの数値をもとに、基準値であります村内企業数を522社と設定したものでございます。

平成31年度の目標値を530社といたしましたのは、有識者会議におきまして、今後とも増加が見込めるものと判断し、過去の経済センサスの推移などを参考といた

しまして、8社増と設定したものでございます。

また、創業支援事業計画を活用した村内創業者数につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間に5人増を目標としております。先ほど申し上げました創業支援事業計画におきまして、特定創業支援事業者であります西郷村商工会で4人、産業サポート白河で1人の創業者を目標としておりますので、その点を踏まえまして設定した次第でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 時間がないのでこの辺にしたいと思っておりますけれども、でも、ここが一番根幹でございます。企業の誘致、企業の支援、それに創業者支援、雇用の創出、ここが一番の根幹でございますので、ぜひとも雇用の創出に邁進していただいて、村民が安心して生活できるような地盤づくりを行政もやっていただきたいと思っております。

これも参考資料でございます。これを書いてらっしゃるのは、経営診断士の方です。ここには、日本の中の企業、一生懸命仕事をつくってやっている企業、アメリカ、ヨーロッパ、イタリア、書くところが経営診断士、経営側から見た方法で、これを活用して連携、官と民が連携してやっているという事例がいっぱい載っております。

また、この本をですね、環境ビジネス、これ相当今、再生エネルギーの問題で、太陽光ばかりじゃないです。企業が一生懸命取り組んでおります。これも西郷が本当に原発をゼロにするんだと、代替エネルギーをといるときに、官と民が連携して、もしかしたらいい方向でできると思っております。

事例の一つとしては、全て金がない、特に金がない自治体が民の金を利用してやっていくというところに魅力があるんです。ですから、金がない、人がないといっても、知恵を働かせれば何とかなるもんでございます、村長。そういうものでございますから、民の力も活用しながら、この西郷を鳥肌が立つような、震えるような、本当に西郷村に住みたい、ついこの住みかを西郷にしたいと、こう日本中の方々が思うような村につくってほしいと思っております。

そこで一番大事なのが雇用の創出でございますので、ここはですね、田中さんはじめ——先ほどすみませんでした——知恵を出し合って、民の力をかりながらも新しい政策というか、提案していただきたいなと思っております。

以上でここは終わります。

次の施策5でございます。農業振興でございますが、まず6次化産業ですけれども、この6次化産業への取り組みよるブランド化の推進、これについてご説明お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） 鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

6次化についてということでございますが、今年度の特産物のアンケート調査をはじめとした基本計画策定の予算としまして、当初予算で627万9,000円計上しております。商品については、調査計画作成の後に検討していくというようなことで

思っておりますが、これにつきましてちょっと詳しく説明したいと思っております。
(不規則発言あり) 詳しく要らないですか。

山村活性化支援交付金ということで、国の振興山村が対象となっている補助事業でやります。山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在しております。近年、都市住民を中心に、ゆとり、安らぎを求める場としても山村の評価が高まりつつあります。こうした地域の潜在力の活性化を引き出していこうという趣旨で、事業に取り組む予定でございます。

具体的な資源は何かというような形があるかと思うんですが、私がおかしいだけでも、もともと地域資源があるかと思えますが、以前より開発しております西郷村での有名なポテトまんじゅうのジャガイモ、また、ルバーブ、タマネギ、これだけ乳牛が多いものですから、乳製品の加工なども頭に入れながら6次化を検討したいと思っております。

昨年11月に発足しました西郷村農業公社設立基本構想策定委員会の中の分科会でも一度、委員の方からお話を聞きました。同様な資源が上がりましたが、やはり前回、大石議員のほうからも質問ありましたが、商品企画、販売戦略、栽培技術等がトータル的にコーディネートできなければ開発は難しいとの認識で、情報を共有したところでございます。

関係機関と協議をしながらやっていきたいと思っておりますが、やはり村の農業者、食堂経営者、旅館経営者、商工会、子どもたちを交えて開発していければと思っております。将来的には、直売所でも売れるような商品ができればと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 1つちょっと飛ばしちゃいましたが、農業振興のとき、一番大事なので現状はどのようになっているかということなんですけれども、今、農業者人口またはそれどのぐらいの戸数で、どのぐらいの歳入というか、売り上げがあるか、また、どのような農産物を作付しているか。その件について、まず基本的な部分、農業人口、作付、どの辺の面積、それに収入というか、売り上げ、その辺をちょっとまずお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

西郷村の農業の現状ですが、総農家数が614戸、うち販売農家数、農作物を出しているというふうな捉え方でいいと思うんですが463戸、自給的農家数151戸ということになります。

経営耕地面積は、ざっくりなんですけれども、田んぼが1,200ヘクタール、畑が803ヘクタール、合計面積2,000ヘクタールでございます。

年齢分布は、重要ですのでちょっと申し上げます。30代以下2%、40歳代が5.8%、50歳代が28.7%、60歳代が38.2%、70歳代が17.7%、80歳が7.6%あります。全体の6割以上が60歳以上という構成になっておりま

す。これ重要なところになります。

産出額につきましては、ちょっと古い数値で申しわけないんですが、米約10億7,000万円、野菜・花卉6億3,000万円、これはちょっと花卉が多いというふうに認識していただきたいと思います。あと、畜産においては、合計額がやっぱり10億6,000万円、内訳は肉用牛、飼育頭数877頭で2億円、乳用牛が飼育頭数1,313頭で8億1,000万円、豚の生産が飼養頭数1,306頭、5,000万円であります。

どのように分析しているかということになりますが、以前からちょっと私も言っているんですが、就農者の高齢化の問題、若い世代も育ってきておりますが、今後、担い手不足になることが予想されます。この対策が必要だと認識しています。

次に、稲作、畜産に比べますと、野菜の生産額が少ないことに対し、これらの生産を推進してまいりたいと考えております。また、これらの小規模農家の経営を安定させるためにも、野菜の生産を推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 畜産では9戸でしたっけ、畜産戸数。（不規則発言あり）27戸。畜産は、借入れも大変大きいでしょう、経費もかかるでしょう。ただ、売り上げは大層あるのでございますが、米・野菜農家、これが全体で616ありますけれども、これで飯食っている人というか、なりわいにしている人は大変少ないと思うんでございます。

これを、行政が入って——事例また出すと、ほかはという言い方されるんですけども、これ古い資料ですけども、広島県世羅町、これ前、誰か言ったかもしれないですけども、ここは大学教授の今村奈良臣さんという方が入ってらっしゃって、大規模につくってらっしゃいます。ここの参考を今言うとな時間がなくなるので、言いませんが、ここは相当なそういう専門家を村に入れて、非常にそういう団体というか、組織をつくって、計画的にやってらっしゃいます。

西郷は、これも企業立地と同じなんですけれども、そういう努力はなさっているのか、一生懸命やってらっしゃると思うんですけども、農業をこうにしたというビジョンが聞かれてこないんです。専門家を連れて、もうちょっと農業に魅力を感じて、俺も農業やってみたいとか、新しく、今サラリーマンやっているけれども、そんなにおもしろいんだったらやってみたい、そういうわくわくさせるような政策というのは、もう提示できないんでしょうか、ちょっと1回お尋ねします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） なかなか難しいところがございます。やはり、どうしても本人のやる気、そこが一番なければ、村で10町歩水田をつくれればもうかりますよとか、5町歩畑をやればもうかりますよというようなことは、なかなか試算ができません。

ただ、現実的に申し上げますと、青年農業者のアグリネットワークというグループ

があるんですが、自分でやはりこれではだめだということで、仕事をやめて退路を断って農業を始めております。そこにそういう方々のグループができたものですから、村としても応援して、毎月1回定例会を開くようなことをやっておりますので、そこを全面的にバックアップはしております。

また、大きい農家につきまして、やはりもっと拡大したいというときには、農地の中間管理機構というのがございますので、土地の対策を進めてはおります。そこにどうしても大型機械が必要になるということで、補助金というものが流れてしまっておりますが、そういうふうなことまでしないと、やっぱり農業は育っていかないものですから、そのような現実にはなっております。

先ほど申し上げましたように、このいいパターンでこれだけやれば大丈夫だというのはなかなか難しいと思います。ただ、県ではその指標はつくっておりますので、お教えすることはできると思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） できないじゃなくて、やりますという答えを聞きたいんですよ。

成功例、日本にたくさんあるんです。もう事例、先輩も大変勉強してらっしゃるから、そういう事例もわかるでしょうから、そういう成功例を、想像だとなかなか実感しづらいんですよ。

長野県のレタスつくっているところへ行って、家へ行くとベンツ乗っているんです。海外旅行に行っているんですよ。そういう事例を、何でというのを見せてあげないと、それはあんまり物欲とか金銭欲というのはおもしろくないんですけども、そうすると、もうかる農業をやればおもしろいんです。企業もそうですけれども、もうかる仕事はおもしろいんです、大変でも。だから、そういうのを実感的に、想像を働かすんじゃないくて、実感的にそういうのを見せて、こういう結果を生みますよと、じゃあ、あなたもどうですかと、そのぐらいまでいって、難しいじゃなくて、やりますということをおっしゃっていただけませんか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

やはり、他県というふうな形もあるとは思いますが、現実に福島県で、西郷村でという話になります。そうしますと、やはり今の若い世代の方々は何を思っているかというと、鶴生ライスグローイングの農家を見ています。あれに近づけばやっていけるんだなというような形を希望します。やはり、その土地土地に合った農業をやっているかなければできないものですから、先進地事例とすれば、農業の経営の仕方を学ぶことはできますが、作物が何とかということではできませんので、私のほうからいきなりこういうふうだということは言うことはできません。申しわけありません。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き鈴木勝久君の一般質問を続行いたします。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 休憩に引き続き一般質問を再開いたします。

それでは、6次化の取り組みですけれども、西郷村にはポテトまんじゅう、それと何を言ったんだっけ。6次化の産業をもう一度、6次化に向けてと、現在、西郷がそれが成功している例、それをもう一回、6次化の説明、よろしく願いいたします。

それに引き続き、ブランド化の取り組みということもあわせてお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） 6次化の取り組みをもう一度ということで、もう一度お答えいたします。

今年度の当初予算で予算を確保しまして、6次化に向けた製品を掘り起こしていきたいと思っております。先ほど申し上げました主なものは何かというような形になるんですが、今現在考えておりますのは、今までポテトまんじゅうというのが川谷の生活改善グループのほうで開発しております、売れ行きも上々、東京に販売促進で持っていったときでも売れているのが現実でございます。新たに世代交代とは言えるとは思っておりませんが、若い年代の方々も入ったということなものですから、その辺を考慮していきたいと思っております。

また、西郷村の畜産、乳牛がたくさんとれておりますので、それをどうにか商品にできないのかというふうなことを今思っております。また、ルバーブとかソバ、またいろいろ私の知らないこともたくさんあるかと思っておりますので、その辺も研究しながら取り組んでいきたいと。

先ほど言いましたように、私らの村ばかりじゃなく、食堂の経営者、旅館の経営者、また子どもたち、商工会というようなことを巻き込んで、トータル的に企画開発していかなければうまくできませんので、その辺も考慮しながらやっていきたいと思っております。

もう一つ、ブランド化の話ありましたが、ブランドというのは、ほかにない自分だけのマークをつけて販売し、それが有名になることというのが一般的に定義されていると思っておりますが、農（業）で言えば、自分の生産物が適正に評価され、安定的に販売されて農業経営が安定し、希望のある営農が可能になることだと思っております。

販売価格の低下等さまざまな問題があり、ブランド化としていくには難しい現状であります。ただ、こういうふうな考えをちょっと持っております。お米なんです、2年前から、青年農業者の間でブランド化をしていく必要もあるんじゃないかというような考えが出ております。自分たちのつくっている米が食味計というふうな形で、食味で86ぐらい出ている方もいるものですから、2年続けて自分の一客観的に評価するというふうな形、炊き方とか、新米とか、水とか、いろいろあるんですが、

客観的に評価するには食味というふうな形がございますので、その食味をはかっていこうじゃないかということで、食味を2年間続けてはかっております。

この食味が大きくなったものと、さらに、西郷村の今、耕畜連携ということで、畜産農家の堆肥を田んぼに入れております。その有機質の堆肥を入れたことによって有機質米と、食味が80何以上というような形で、名前をつけられないかなというふうな、若いアグリネットワークのほうで考えておりますので、もう少し時間はかかると思いますが、最大の生産の米でありますので、その辺も考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ブランド化の説明、一般企業というか、一般社会では、今の回答、説明では甘っちゃうんです。企業だと倒産する話なんです、それ。ブランド化というのは、トヨタ、日産と同じく、生き死にかかわるんですよ、企業だと。そんなばらんとしたんじゃないんですね。差別化または違いづくり、ブランド化というブランドというのは、神戸牛とか、今で言えばそのとちおとめとか、あのレベルがブランド化なんです。それで金がとれる、それでなりわいになると。今、課長のおっしゃっているのは、そういうのをつくりたいという前の前の前の前の相当昔の話なんです。非常に難しいことなのか。企業でブランドのイメージをつくれなかったら潰れるんです、売れないんです。そのぐらい本気にならないと、このブランドまでいかないんです。

だから、簡単にこんなところでブランド化、特産品1つできないのにブランド化なんとかというのは、まずのせるべきじゃ、前の段階だと私は思います。そのぐらい真剣にやらないと。

あと、その前の特産品の話なんですけれども、6次化、これはその前に出した雇用の創出に相当結びつく話なんです。ですから、その辺も、ポテトまんじゅう、私はあれ成功した例だと思うんです、西郷では。ただ、そういう仕掛けをぼんぼんつくっていただきたいんです。特に今、アグリネットに若い人が集まっているといたら、次の夢をこれで海外旅行へ行けるぐらいもうかるとが、その夢を抱かせるぐらいの市場をつくってほしいんです。それは、次の直売所とも絡みますけれども、そのぐらい真剣にやらないと、若者はそこに飛びついていかないんです。

さっき、去年、昨日と今日と、実業高校の話しちょっとしましたけれども、農業科に今、男の人が入っていないんです。魅力感じないですよ、農家で。飯食べねえ、車買えねえ、遊びに行けねえ、魅力感じてないんです。でも、1次産業がすたれたら、2次産業、3次産業はないんです。基本中の基本で、そこで長者番付に載るぐらいに——日本の政策が問題なんですけれども、そこに載るぐらいに農業が魅力的に、ほかではやっていますよ。勉強してください、ほかではやっています。

農業で精いっぱい生きがいも感じている、金ももうけている、もうそこに入りたいという人がいっぱいいます。そういう事例はあります。ですから、西郷も真剣になって、ここで農業で飯を食わせる、こういう土壌をつくるんだと、雇用をつくるんだと、

本気になっていただかないと、この先、人工知能が出てきますからロボット化されるんですよ、ほとんど。職員もこの後、4次振興計画を西郷村でつくるでしょうけれども、それを加味してつくらないと、事務職はなくなりますからね、この後。ほとんど、役場でいえば窓口業務はなくなりますから。ですから、人が知恵と創造力を働かせてできない、生きがいを感じる、そういうやつを今からつくっていかないと、本気で。

ですから、課長、本当に汗かいて、来年の3月末ですから、それまでに筋道をつくってください。それをお願いしまして、次の産地直売所の話にいけますけれども、これは昨日、直売所の話は7番議員がおっしゃったので、その中でちょっと気がついたことだけをお話しします。

その中で感じたのは、後継者育成、国の補助金で何人か今うまく有効に使っていたいて、その芽がちょっと出てまいりましたが、既存の農家、やっぱりもうからないとやらないんです。あと、先ほど言ったように、高齢者が多い。ということは、それで金をもうけるというシステムが難しいんです。自家消費で終わっちゃいます。ですから、その辺を行政が手をかしてあげて、自家消費で終わるところをどうにか手伝っていただきたいと。こうなるとお金にかえられますよ、そのシステムづくりをどうにか村の行政でつくっていただきたい。

もう一つは、県外からというか、村外からの直売所オーケーと言いましたよね。聞いていて悲しかったですね。農業振興、農業を育てるんでしたら、自前でつくるというのをまずその努力をするというのが欲しかったんです。自前でつくる、それを育てていくという。

花卉類というか、果物関係が足りない、確かにそうですよ。それをつくっていこう、そっちをまずやって、無理なところを補填するというのは仕方がないと思います。その中の直売所も、やっぱり経営感覚がないとだめです。専門家もそこにいれて、みんなおんぶにだっこだと、補助金とか何か打切られた瞬間にやめちゃうんです。ですから、本来だったら本気でそれをなりわいにするんだったら、借金までさせて、本気度を見せて、俺はこれで生きていくんだと、そのぐらいに一人一人真剣にそこに向き合うような状態をつくってあげないと、村で全て補填しますよ、足りなかったらやりますよという言い方はやめていただきたいなと思います。

でも、技術は教えなきゃならないんですよ。経営のノウハウ、つくるノウハウ、こういうやつを持ってくるノウハウ、それは必要ですから、ぜひともいろんなところを参考にして、持ってきていただきたいなと思います。

それとこれ、私考えていたんですけれども、控室で何人かの議員もおっしゃっていましたが、あれを聞いて、片手間だなんて。あれをつくったんなら、そこに加工場も併設、レストランも併設、そのトータルのグランドデザインをつくり、西郷の農業から、それからそういうのを全て含んで、産業まで含めて、それをもうちょっとでっかくすれば、遊び場をつくって、ラーメン屋さんとか、飲み屋さんとか、ほかでやっていれば図書館を入れて、そこを総合的にというのも1つこっちで考えていただいて、それで直売所という話なんです。6次化をそこでやればいいんです。つくっているところ

を見せればいいんです。ただ直売所じゃなくて。

そういうもっと発想を豊かにというか、広く場所もとって、単品でやると絶対人って集まらないんです。だから、そういうところまで考えてやっていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか、課長。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

今までなかなかできなかったものを、ようやく一步踏み出そうとして始まった仕事でございます。いろいろご指摘はあるかと思えます。じゃ、6次化本当にできるのかとか、先ほども申されたように、直売所だけでどうなのかというふうな形。ただ、鶏が先か、卵が先かというような話もございしますが、やはり実際、直売所をつくったとしても、生産者が、西郷村の方々が喜んでもらえなければ、直売所をつくったって何にもなりません。という考えで、私はまず直売所をやろうと。生産者が20人、30人、50人というふうなことが増えてくれば、次のステップにも動けるんじゃないかと思って、まずはじめとっております。

先ほどの村外から残念だと、私も非常に残念だと思っております。やはり、いろいろ建設産業常任委員会でも視察しておりますと、どうしても直売所には華やかさと、果物と甘いものというようなことが必要になるというのは重々わかっております。それも、やはりまずは果物を持っていくには、なかなか技術が必要と、私もその技術がわかるわけではございませんが、なかなか村内の方でつくっている方がおりませんので、もしつくっていただけるのであれば、実際にはやっていきたいと思っております。

今年は、メロンをつくっている方もいれば、トマトをつくっている方もいますので、そのようなことは入れたいと思っております。ただ、村外の人は誰でも、何の品物でもいいかということは考えておりませんで、村民の方とダブらないような程度で、かぶらないような農産物のときであれば出してもらおうというような形は考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 課長、やると言ってください、まずやりましょうと。それからです。まずはという話はだめなんです。生産ベースというか、利益を上げるのをまず頭に入れないと、行政と民間の違いってそこなんです。民間はもうけるというのが前提にあるんです。もうからないとやらないんですから。だから、その発想もないと、村もお金なくて福祉のほう、これからだんだんだん村長の年代、団塊の世代が、25年問題ありますよね。これ、高齢化でやりますけれども、だんだんだんだん、国が金なくて、そっちに金がシフトしていくんですよ。西郷も税収を上げていかないと、そういうところに回らないんです。

だから、そこは金を使わないで、みずからが運営できるような状態に持っていくというのを前提に計画しなきゃいけないんです。まずは直売所では、直売所だけでは納めている人も夢を描かれない、どきどき感、さっきのドキドキ感とかスジスジ感とか、鳥肌立つとか、ああいう感情にならない。それをさせなかったら、今は苦勞して、納

豆と飯とか、ノリと飯だけで食ってつけと、あと3年後見ろという、その夢を描けないんです、それがないと。

直売所で1日1,500円売り上げあったわい、原価計算したら200円しかもうからなかった、300円しかもうからなかったではだめなんです。その辺を考えながらやっていただきたい、計画していただきたい。

持ち出すまでもないんですけれども、事例がいっぱいあるんですよ、成功している事例が。何でもかんでだけ考えるんだという、民を入れるともうかるシステムってあるんです。これはアメリカのやつですけれども、スマートシティ化というのがあるんです。環境未来都市のつたり方、ここにそういう農を融合させたまちのつくり方ってあるんです。

だから、そういうのを西郷村にも持ってきてやっていただきたい。村長、ハラハラ、ドキドキ、このフレーズで西郷村をつくっていきたいと思うんですけれども、村長、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、コンパクトシティの話、ちょっと出ましたですね。（不規則発言あり）スマートというと、それはエネルギーの関係ですか。

一生懸命やれと言われて当然ですね、私たちは仕事で、プロですから、給料もらっているわけで。ただ、励ましとして申されているのは、よく聞いておきたいと思いません。

まずとはだめだと、ただ、まずやれというのは私です。なぜか、行革を進めながら今後の展望を見たときに、やっぱり福祉、扶助費が増えていく、とめられないんです、これ。景気が上がって、それに見合う正比例の税収あれば、これはセーフですね。しかし、私たちはそう思っていません、私は。なので、やっぱり新しい施策は、大ブレークして税収に結び付くのであればというものが確認できればやります。

ただ、今のところは、これまでずうっと、何回も3回もやってきて、そして西郷村の特性ですね。ほかから持ってこないとするならば、自前で何を売なのかと。それから、12か月24時間どうやるんだと。そういったことを考えたときに、なかなかそう簡単にはがばっと、ドキドキするまではいかない。よって、やっぱり先を見るということをはかりつつ、拡大していったらどうなのかというふうに思っているところがあります。

よって、最初に1,000万円弱でしたよね。本当はもっとやれという声もいっぱいあります。ただ、これまでも、キョロロン村でやったときに、集めてくる、あるいは余ったものどうするんだ、それから冬場はやめる、いろんなことを考えたときに、続きませんでしたね。

言われたように、人が来るのには、魅力がないと店に行きません。自分の欲しいものが比較できるほど複数あるのか、それもブランドなのか非ブランドなのか、あるいは高いか安いのか、もちろんそういった比較しますので、そういうことをやっぱりちょっと見ないと、ということでもまずと申し上げたところです。

ただ、後ろは、やっぱり言われたとおり、西郷村の今の役場といったものの拠点性を高めていく、いろいろありますよね。デマンドバスをどうするんだ、空気を運んだバスをどうするんだと。それから、そういったものをもう少し無駄を切って、もっと効率的なやり方はできないのか。同時に、防災拠点としての機能を上げていくべきだと、あるいは何と申しますか、県南の拠点として、やっぱり白河はお城があったり、旧市内があって、そこから四、五キロ、新幹線がまた新しい拠点になって、そこ四、五キロの部分にここがあると申すときに、どういった人の集まり、あるいは今の産業の6次化と結んだ供出者というか、出品者がお金を手にできるのかといったことをいろいろ考えてやっていく必要があるというふうには思っておりますので、お話は一々ごもっともであります、言っていることは。

ただ、それをどうやっていくかということになると、ぱーんと大きくということはないかな今のところできないので、注意深く、なおかつかしこし、それが本当にお金に結び付くようにというふうになればいいと思ってやっているので、その点については、後の展開によってはそういう仕方もしていくということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 村長は、トータル的にいつも考えている。それは、責任ある立場にいるからだと思います。ただ、今は農業振興、農業人口が減ってきている、農業をなりわいとするのがこの西郷になくなるんじゃないかと、そういう心配していて、農業をどういうふうにするんだという、その政策のお考えをお聞きしているわけですから、全体を言っちゃうと、銭は無尽蔵にあるわけねえから、ここはこうという話になっちゃうので、ただ、その方向性はきちんと示していただかないと。

農家がこの先どのようにしていくというのは、つくるほうはプロかもしれないですよ、農家の人。だから、売るとか、加工とか、インターネットを使うとか、そういうのには意外と苦手な人が多いんです、農家やっている人は。それが、後継者がそこに、継いでくれるような作戦というか、仕組みをつくらなきゃならないんですよ。今、それじゃなくても、小さい子どもらは、土をさわると、いじるなって、ここ5年間来たんですからね。放射能だから土いじりするな、土は怖い、これはトラウマになって出てくる可能性があるんです。なおさら、この福島県から農業離れというのが出る可能性があります。

ですから、西郷の農業、西郷全体もそうですけれども、農業振興を考えたとき、こうやったらこの人間はこれで飯が食えと、それをつくって、手助けをしていかなきゃならないと思ってるんです。全部会社に勤めて、それでオーケー、そういうわけにはいかないと思うんです、行政をあげる長としては。ですから、もう一度再質問しますけれども。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農業のことだけ、では申し上げます。これからの流れ、昨日ちょっと申し上げましたが、今後10年間、農業白書の予測の数字が出ています。農

地も横ばいですが、米は100万トン減る、今800万トンが700万トン。それから、飼料米100万トン、出来高イーンですといったときに、役場の課長級の安定した収入を得るために逆算していきます。

それから、1俵、今1万3,000円前後、出ていますね、生産費9,700円プラス・マイナス、それでやって1俵4,000円もうかるとする、1反歩10俵とる、4万円、10町歩やる、400万と。400万円てどの程度ですか、係長かといったときに、それだったら20町歩にしましょうと。20ヘクタールというのは、大体今の播種、あるいは（聞き取り不能）の時期を逆算しますと、オペレーションは大体大型の6条ぐらい入れると1人で賄えるだろうと。それを逆算して行って、では植え付けと刈り取りした中間、水回りと草刈り、それはできない。それは地域農業でやります。ここまで昨日申し上げましたね。

それをやっていったときに、一番の問題になるのはか価格だと、昨日言いました。今、私が一番言っているのは、国に対しては。やっぱり、食管法戻れば一番安心だと、それができないとするならば、おてんとうさまとどう勝負するかということになりますので、次は今度は売るほうの問題です。

売るほうの問題は、今回の直売所と関係しますね。もうからなければ続きませんといったときに、販路、さっき川上村の話しましたね。川上村は、キャンプドレイクとか、やっぱり米軍基地のレタス栽培との契約栽培です。そこに商社が入っている。

我がこの西郷村には、そういった大ブランドどうなのという、サイゼリアの社長さんですね、今できていませんが。そういった契約栽培できないかが1つ。

もう一つは、農協がこれからどういった売り方するんだろうと。先月、大田市場に行ってきました。福島県、5月、6月はブロッコリー、白河地方の産物、東京大田市場の半分ぐらいある。去年は、4キロ1箱1,200円、一番高かったのが今年は1,500円、もうかっている。

そういったものをまず1つ、量、それから売り先、それをやっぱり固定しないと、営農計画ができない。逆に、どれだけ借金して、どれだけ機械を動かすんだという逆算というか。よって、やっぱり後継者で意欲ある人、どのようにサポートできる情報を与えて、なおかつ価格の安定と。安定できない場合は、逆に補償というか、保険をかけるという手もありますが、そういったこと等もちゃんと考えてやっていくということが必要ですので、それはやっぱり今の直売所の売れ筋、お客様、それが団体で、あるいは商社が買いに来るほどの提携ができれば、これは成功します。それも、今度は買うほうは自由ですので、さっき言われた品質ですね、そういったもの等が出てきます。

やっぱり、農業の農家、農協との関係、あるいは新たな売れ先といったものとの関係も構築していく必要がある。それに乗らないものについては、今度は地産地消です。我々が——昨日出ましたね、健康のためには野菜中心のほうがいいという結果が出ている。これと地元で食べるものをどう連携していくか、地産地消。そういったものであれば、完全に後継者のみならず、年が大きい人、リタイアする農家が60歳、

70歳の人、その後であっても出すことはできるだろうというふうに思っていますので、そういう組み合わせをしながら全体の動きを見ていくという考えでやっているのです。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） わかりますけれども、ほかでは成功している事例たくさんあります。ですから、もっと知恵を使えばできると思うんです。それは、現実を見て、ここがだめだ、あれがだめだ、だめだ、だめだ、だめだ、だめだ。今、米の話しましたけれども、TPPが回り始めると、今5,500円ですから、日照りがなくちゃもっと安くなる可能性がありますよ、アメリカの、ジャポニカ米ですからね。ですから、米ではもう難しいんです。

ですから、知恵を出して、いろいろな情報が入ってきますから、それで頑張って、村も一生懸命そっちのほうを向いて頑張っていっていただきたいなと思っております。時間がないので、もうこれで終わりにしますけれども、お互いに知恵を出し合って、村民のために頑張っていきたいと、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 放射能の対策について

○ 14番（大石雪雄君） 14番。通告順に従いまして一般質問をしたいと思ひます。

通告は、放射能の対策についてでありまして、2点ほど質問事項を入れてあります。

まず最初に、平成23年の3月11日に、東日本大震災という大変この世の終わりのような大きな地震があつて、その後、3月当初議会にはテレビ上で原発の爆発の様子を見た覚えがあります。

それから今や6年になつて、大変担当課はじめ除染に携わつていただいている方々に対して、大変きれいになつてきたなということで、感謝と敬意をあらわしたいと思います。

そんな中で、先ほども申し上げましたように、質問事項を2点入れてあります。

まず最初は、放射能に対する除染の状況と今後についてであります。

私は、私の議員生活の中で、過去と現在と未来を考えながら今日に至つております。そんな中で、放射能除染って一体何だろうということで調べてみました。

インターネットを開きますと、放射能に対しての本来の地位というんですか、そのものに対して無知の人が大変多いということが書いてあります。そんな中で、大辞林の辞典を開きまして、放射能除染についてであります。調べてみました。核爆発、原子炉の運転、放射性物質を利用した研究などによって、放射性物質が器具、人体、環境などに付着拡散し、何かの障害の原因となる可能性を持つこと、そのような観点のもとに除染が進んでいるのかなど、そのように思つております。

そんな中で、当初予算で村長のほうに今年度の重点目標は何ですかということでお聞きしたところ、村長は、除染が大変重点目標だということなので、もう一度その意に反しない、今後、未来に向けて、除染に対してどのようなお考えがあるか、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 除染の状況と進み方についてはという評価をいただいて、ありがとうございます。

除染に対してどういう考えなのかということですが、大体、現在98%、住宅と公共施設等が完了、残りは今後、住宅と道路除染を継続して行つて、平成29年3月までには可能な箇所を終わらせていきたいという考えでありまして、まことにご協力に、村民の皆様感謝申し上げます。

最初に、どういう考えかという、今言われたとおりです。放射能が悪影響を及ぼすのではないかというおそれを、まず除去する。これは、さっきも申しましたが、人が生きる最低の条件ですね、安全で安心。そのうち、見えないものでもありますので、この除染をしなければならぬと思つたときに、仮置き場はどうかという話が問題になつて、そして有志の方々、まず川谷から始まつて、そして国有地、さらには民有地の長坂というところに来ましたが、最初は仮置き場の説明をしたときに、今の問題が前面に出、そういうものは持つてきていただきたくない、それはできれば村

外にという、やっぱりおそれが前面に立ったという意見がいっぱい、決まらん。それを突き動かしたのは、やっぱり子どもを抱えた若いお母様方であったのであります。

何回も説明会とかしているうちに、私はしょうがないと。しかし、子どもの将来について悪影響を及ぼすといった場合は、非常にこれは困る。よって、除染はすべきだというふうの流れが一挙に変わった。その後は一瀉千里、各公民館で説明会をしても、今まで地域座談会・懇談会、区長様にお願いして行政の説明をしてきましたが、集まってくる比率が女性が100%です。下手すると120%、ご夫婦で来ますので。そういう状況であって関心は高かった。いわく何が一番だったといたら、いつ終わってくれるんですかと、始まるのはともかくながら、いつ終わるんですかという逆算の話だった。よって、これを念頭に置いて、今度はやっていただける方々をお願いするというので、今まで来たわけでありませう。

今後は、仮置き場というところに集結させますが、さらに中間貯蔵を早く終わらせていただきたい。先般、丸川環境大臣にお会いしたときに、福島県のことにはもう風評とか、そういうレベルでなかなか国会とか永田町は少し私たちにとってみれば甘いとか、薄くなったという気がすると、ぜひとも現地に入らせていただいて、我々の思いを達成したい。特に、もう常時浜通りに行っているというお話を聞きましたので、早く中間貯蔵施設を完了してもらって、持って行ってもらわないかん。

そうしますと、私も復興事務所、環境事務所に、福島に行ってよく話をします。この除染のお金を早く回してもらおうと同時に、いろんな設計協議したり、でも、このごろは中間貯蔵に早く持って行っていただきたいというのが主流になっております。

地権者2,500人どうするんだと、あるいは双葉、大熊の公有地をどうすると、そういうところに力点がいつていますが、本気を出してやって早くしますということにやっぱり力点は置くべきだろうというふうには今考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ただいま村長のほうから答弁をいただきました。本年度は力を入れていきたいということで、大変考え方はいろいろあるなと感じております。

今ほど村長の答弁の中で、道路の除染ということで話がありました。道路の除染を西郷全域でやると、300キロメートルあるそうです。村長は、今年度で全て終わらずと話をしておりましたが、全延長300キロメートルの道路の除染を今年度で終わると思っていられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） ただいまのご質問でございますが、現在、計画上は確かに300キロ、実際には計画は353キロでございます。既に発注しているのは206.7キロ、それで完了しているのが86.3キロでございます。

道路の除染、非常に線的に全ていきますので、空間線量率で0.23ないところについては省かざるを得ないということで、大分線量が落ちておりますので、全てやるというわけではなくて、高いところだけを取り除いて実施していくということで、計画上は来年の3月末で終わるといようなこと、業者のほうもそれに向けて人員を配置

し、一生懸命やっているところでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 道路の除染が来年度のはじめで終わるということで、大変除染に携わる業者の方々も忙しいのかなと、そのようにも思っているわけでありませう。

そんな中で、私は道路も大事だけれども、先回3月に一般質問したように、山と川を何とか除染の対象にはできないのかということ、村長のほうにお伺いいたしました。その答弁が、何か近々そのような会議があるとかで、どうなんだかということ、答弁があったわけですが、そのような話題性はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 今年、環境省のほうから、里山の除染ということで出てまいりました。環境省のほうの説明では、原発周辺立地市町村7つを選定して、モデル事業を実施したいというふうに申しておりました。

中通りのほうの地区については、どうも該当がないようでございますが、実際、本村においては、里山林というのは全て除染終わっておりますので、環境省が描いているデザインの里山または森林の除染とは合致しないようでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ある方の会社なんです、甲子の奥でバーベキューをやろうかと思ったら、阿武隈川沿いで、そこは放射能が高いからやらないでくださいと言われてたということです。ですから、どのぐらいの山を主体にして、どの地区で、どれぐらいのベクレルですか、あるかといっても、なかなか答えられないかもわかりませんが、環境省で調べている範囲内で、わかる範囲内でお知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 村内において河川敷の空間線量率の測定は、羽太橋の付近で実施されておまして、空間線量率0.22から0.32マイクロシーベルトとなっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、羽太橋の線量率が答弁されましたが、ほかは全然やってないんですかね。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 県で定点測定で実施しているのは、阿武隈川でございまして、村独自で平成25年度に測定をいたしました、河川については、川の中よりも、水があるところじゃなくて、水がない川べりというようなところがどうしても線量が高い傾向にあるというのは、実測をしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変、西を見れば緑の濃い山々が連なった西郷、そして1級河川の阿武隈川、堀川、谷津田川、黒川、そのほか2つの川があって、水と触れ合える

場所が、堀川には親水公園といって太陽の国に1つと、それこそまきば保育園の脇で、子どもたちが触れ合える親水公園があります。その辺の線量というものは測定したことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） どちらも除染を既に終わっているということで、線量的には大分下がっている。除染前の数値的には0.23以上あったというようなことだけで、具体的なその数値というのはまだ捉えておりませんので、ご理解……（不規則発言あり）よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私の勘違いかもわからないんですが、親水公園というのは階段のあるところまで、堀川の階段のあるところまでが親水公園なんですか。水の遊び場は、例えば太陽の国のように、水の遊び場のところにコンクリになって、浅瀬にずっと遊べるような場所があるんですね。ということは、水というか、土手までが親水公園であって、そのほかはもう関係ないということになっちゃうんですかね、その辺についてお伺いしたいんですが。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 1級河川につきましては、施工が村ではなくて、県の守備範囲のところになってございまして、実際、除染をしたのは川べりまでのようです。ですから、中までは実施していないようです。また、河川については堤内、要するに川の土手の内側については原則やらないと、やれないというふうなことになってございますので、やれるのはそういった親水公園のエリアとか、人が立ち入る部分だけしかできないということになっているようです。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長の答弁でおおよそ理解しなきゃならないのかなと、そのようにも思いますが、それでは、阿武隈川に入ることができますか。堀川に入ることができますか。入れないんですよ。これは村、これは県、県だけではもうしよがない。今のままでいって、何の努力もしないで、草はぼうぼうになったままで、将来、私の人生の終焉までに入れればいいですけども、入っていいですよという許可は恐らく出ないと思うんです。

じゃあ、なぜ平成10年の8・27であれだけ広い、堀川になりますけれども、川幅をつけて、そして親水公園までつくって、水に入れないと、そのぐるわだけで遊ばないと言われても、これね。あとは、質問したらば、今度は県側ですよと言われると、いくら私村の議員でも、県に物言いには行けませんからね。その辺の努力ってできないもんですかね。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 国のほうも、以前、実施しないと言っていた湖沼ですとか、それから山林という、今回は里山ですけども、徐々に拡大をしてくれています。村のほうも、常に国と話し合うときには、こういった問題が出ていますよということ

は常に申し上げております。ですから、議員さん言ったように、強くこれはこれ以降もお願いをしていくというふうなことでございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長の答弁のように、村長、課長で強く意見を述べていただきたいと、そのようにも思います。

というのは、西郷村の阿武隈川の上流がきれいになれば、堀川がきれいになれば、金勝寺近くでつながる阿武隈川一帯になる水がきれいになれば、多分にほかの部落は、ほかの町村は喜ぶのではないかなと、そのように思っています。というのは、白河の知人と一緒に会合すると、西郷の除染はすごいねって、本当にきれいにやるね。白河はやるところとやらないところがあって、やっても10センチしか掘らないんだよと、うちの会社やってもらった方がいいが、自分のところにトンパック置かなきゃならないんだと。ああ、そうでしょう、西郷村の職員もみんな一生懸命やっているからねって、私言っています。

ただ、裏を返せば、西郷村は放射能が強いのかなと、私的に考えるわけです。ですから、上流である西郷村の河川が、山が、多少でもきれいになれば、多分に宮城県に行くあいだだっけきれいになっていくのかな、そのようにも思います。

今日、入る前に、役場周辺をやっている除染の方と話をして、川はどうですかねと言ったら、流れちゃったんじゃないかねえの、放射能はもう流れちゃってないんじゃないのと言っていました。危険なのはため池じゃないの。そういう意味で、堀川ダムの数値と、あと黒森ダムの水のベクレルの数値、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 今、黒森ダムと、それから堀川ダムということで意見あったんですが、放射性物質、堀川ダムについてはちょっと持ち合わせてございません。しかし、黒森ダム、当時、仮置き場の下流ということでございましたので、測ってみました。平成24年12月に測定をしております。堤体に向かって右側の水のちょっと上のところのベクレルです、400ベクレルでございました。それから、底質、一番底で水面から11メートルございましたが、そこで950ベクレル、それから左岸側、ちょうど越流した水が落ちるようなところがあるんですが、そこで2,360ベクレルというようなことで、水の中についてはそれほど高くないという数値が出ております。

ほかの小さいため池も、やはり同じような傾向があるというようなことがわかっておりますので、ご了解願いたいと思います。

それから、水については、どちらもですね、川も、それからため池、ダムも全て放射性物質、1リットル測定しておりますが、ゲルマニウム半導体でも検出限界以下というふうな数字でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 堀川ダムは、課長もご存じのように、西郷村だけでは考えられない水を配分しているんですね。ですから、あそこは国の環境省かどこかで調べているんですか。全然計測していないということはないと思うんですが。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 今のところ、どこで測定しているのかは、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ないものは聞いてもうしようがないので、ぜひとも数値だけは執行部のほうで理解していないと、棚倉まで行っている水が、飲み水として飲んでいる地域もありますから。ですから、ぜひとも、水は生命線ですから、村長、聞かれたときに困っちゃうんじゃないかなと、そのように思いますので、ぜひ、私が知るよりは執行部の方々が早く把握して、それこそ底を除染しなきゃならないんじゃないかというふうな、除染している方のお話でもあります。

ですから、何度となく、水だけは極力気を配っていただきたいなど。まして、黒森ダムは、下にマスの事業者もおりますから、それを私も釣りに行って見てみますと、日本全国から集まっているんですね。いや、あそこのマスは放射能高かったなんていうふうなことを後で知られると大変ということはないでしょうけれども、今の段階では心配ないでしょうけれども、やはり満遍なく測定できるものは測定して、安心な数値をお伝え願えればいいなど、そのように思っております。

2つ目の質問に入ります。

村長が最初の答弁の中で、仮置き場の状況について答弁されました。業者の方とお話をする機会があって、どうですかということで話を聞きました。トン袋は心配ないですかということなんですが、トン袋は心配ありませんか、5年たった現在でどうですか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時19分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

大石雪雄君の質問に対して答弁を求めます。放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 現在、仮置き場、村内に3つほどございますが、現在、3つの仮置き場の合わせて収納している土壌につきましては、53万袋ほどございます。それから、一時保管場所、まだ住宅地近くに置いているものについては、11万1,000袋でございます。

また、この辺で一番大きい一時保管場所については、太陽の国の一時保管場所でございますが、太陽の国の除染に伴って出ている土壌、これが1万2,000袋ござい

まして、村の道路除染で実施している袋が4,600、それからその他の除去土壌で3,000袋というようなことになっております。

フレコンの袋の問題でございますが、本村の使っている除去土壌の大型土のうにつきましては、5年から7年の対候性を持ったものを使用しております。実際、昨年パイロット輸送でもチェックはしたんですが、ほぼ新品同様というふうなことで、劣化のほうは見られておりませんでした。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。大変な袋の枚数だと、そのように改めて感じ取っております。

村民が一番心配しているのは、芝原の上にある袋であります。西郷も平成10年に8・27があって大水害があって、そして今回大震災があったと。今、前回の村長が言うように、災害は忘れないうちにやってくるという言葉、盛んに前村長が申しております。

そういう中で、大変山岳部にあるもんですから、大雨が降らないとも感じ取れないと、心配な点もあるというところで、それならばどうするんだといっても、先ほど村長が答弁された中間貯蔵施設が早くできてもらわないと困るなどということで、何て質問したらいいんだかわかりませんが、放射能対策課で当初から課長になるまで在籍した現課長としては、どのような方法が一番いいのか、考え方があればお答え願いたいなど、そのように思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 膨大な除去土壌、それを維持管理を毎年していくという中で、定期的な現場の保管状態の監視については、週1回の業務委託、それから月1回の水質調査ということで実施をしております。それから、大雨とか大風の後の現場調査、それは常にやっております。

それで、先ほど中間貯蔵の話が出ましたが、国のほうでは昨年、パイロット輸送ということで、横川の仮置き場から1,002袋を搬出をしておりますが、今年、今度は平成28年度輸送ということで実施を計画をしております。その割り当て数量は4,453袋、それで環境省のほうで考えているのは、平成32年度までに県内発生土量の7割を中間貯蔵へ輸送するというのでございますので、西郷村の土壌から計算しますと、平成32年までには45万袋ほど持っていかないと7割に追いつかないということでございます。

来年からは、加速度的に搬出が始まるというふうなことで、横川の仮置き場の貯蔵量を考えますと、平成30年にはまるっきり全てなくなるというふうな量でございます。ですから、順次仮置き場を集中的に輸送してやっていくと、大分保管量が減っていくというふうなことになってまいります。

この輸送も現在、学校の除染をした土壌、埋設土壌と呼んでおりますが、この埋設土壌の早期輸送ということで話が始まっておりますので、ほかの市町村はまだ校庭に

埋まっているようですが、本村は仮置き場のほうに置いてあるものですから、その量も合わせて輸送していただけるように、強く要望している最中でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 少し安心しました。急にやれといっても、できるものではないということは理解しております。

歴史は口よりも物を言うと、恐らく課長はかなりのそっちのほうの人材とは顔なじみだだと私は思っております。ぜひとも、ほかの部落をぶん投げて、うちの村のあの横川のやつだけでも早くやっていただけるようお願いしたい、そのように思っております。

最後になりますけれども、先ほど何回となく質問してきましたダムの除染、恐らく堀川ダムはできないですね。それで、企業は動いているし、飲み水になっていると。黒森ダムだけでも除染できるような形はとれないのかどうか、最後の質問にしたいんですが、どの辺に言えばやっていただけるような方法がとれるのかどうか、お伺いしたい。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） 先ほども答弁いたしましたが、ダムとか、そういう農業用水利の施設につきましては、除染ではできないというふうなことで、新たなメニューが出てまいりまして、復興加速化交付金という交付金の事業でございますが、そこで堆積した土壌までとれるかどうかというのは、詳細に測定をしてみないとわかりませんが、新たな事業での取り組みというふうなことでなっておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長も、私の期待が大き過ぎて大変かと思いますが、偉大なる県の町村会の会長やった村長、村長がいるんですから、お互いにパイプとしては太いパイプあるかなと思うので、ぜひとも先取りしてやっていただきたいということで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 答弁。

○14番（大石雪雄君） いいです。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月17日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時50分）